

令和元年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年 12 月 12 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 令和元年 12 月 12 日 午前 8 時 57 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 - 1 付託案件
議案第 86 号 指定管理者の指定について
 - 2 陳 情
陳情第 10 号 福祉保育職場の大幅な増員と賃金の引き上げの実現をめざし国に対し
意見書提出を求める陳情書
陳情第 11 号 「歯科口腔保健の充実を求める意見書」の採択を求める陳情
 - 3 事前質疑
 - (1) 多胎世帯の育児支援について
 - (2) 幼稚園・保育園の申し込み状況について
 - (3) 給食調理等業務委託について
 - (4) 地域包括支援センターの業務の現状とセンターから見た課題について
 - 4 報告事項
 - (1) 可児市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）の策定について
 - (2) 可児市成年後見制度利用促進基本計画の策定について
 - (3) 帷子地域包括支援センターの移転について
 - (4) 介護保険条例の一部改正について
 - (5) 可児市教育振興基本計画の策定について
 - 5 協議事項
 - (1) 行政視察の振り返り
 - (2) 議会報告会 i n 岐阜医療科学大学での意見について
次回の議会報告会について
 - (3) 委員会活動計画について
5. 出席委員 (7 名)

委 員 長 田 原 理 香	副 委 員 長 川 合 敏 己
委 員 亀 谷 光	委 員 富 田 牧 子
委 員 野 呂 和 久	委 員 中 野 喜 一
委 員 松 尾 和 樹	
6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	大澤勇雄	こども健康部長	尾関邦彦
教育委員会事務局長	瀬瀬新吾	高齢福祉課長	水野修
介護保険課長	東城信吾	子育て支援課長	水野伸治
こども課長	河地直樹	健康増進課長	古山友生
教育総務課長	石原雅行	学校教育課長	奥村恒也
学校給食センター所長	玉野貴裕		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次敏宏	議会総務課長	梅田浩二
議会事務局書記	下園芳明	議会事務局書記	山口紀子

○委員長（田原理香君） おはようございます。

時間前ですが、皆さんお集まりになりましたので始めたいと思います。

まず、開会する前に、本日のスケジュールの確認だけさせてください。

本教育福祉委員会を終わりました後、お昼を一緒にして、その後に土田小学校へ視察に行くということになっております。中身ある、めり張りのある御協議をしていただいきたいと思っておりますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

なお、発言される方は委員会の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話ししてください。

初めに、議案第86号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（水野 修君） おはようございます。高齢福祉課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第86号 指定管理者の指定について御説明をいたします。

資料番号1の定例会議案の26ページ、資料番号4の提出議案説明書の3ページになります。

説明につきましては、委員会資料の資料番号1の指定管理者の指定に関する資料をもとに説明させていただきます。

本議案につきましては、可児市福祉センターの指定管理者を指定するものです。

業務といたしましては、福祉センターの利用に関すること。これは使用申請の受け付け、許可が主となります。さらに、利用料金の徴収、センターの維持管理などを行っていただくということになります。

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

次に、指定管理者候補者の選定について御説明をいたします。

令和元年8月13日から9月13日までの1カ月間、市の広報紙及びホームページで指定管理者を公募いたしました。その結果、1事業者の応募がございました。

令和元年10月11日に、外部委員5名により可児市指定管理者選定評価委員会を開催いたしまして、選定基準に従い、審査及びヒアリングを実施し、応募者を選考いたしました。

資料裏面をごらんいただきたいんですが、採点によります平均点数は100点中81.2点でございました。

この審査の結果、株式会社技研サービスを指定管理者の候補者として選定することにいたしました。

次に、指定管理者候補者についての御説明をいたします。

資料戻っていただきまして、株式会社技研サービスは岐阜市に本社がございまして、ビルのメンテナンス等の事業を実施しております会社でございます。可児市におきましては、平

成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 5 年間、福祉センターの指定管理者として指定されております。他市につきましても、岐阜市において体育館、市民プールを初め、県内、県外、多数の施設で指定管理者として指定されております。

説明は以上でございます。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第 86 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） お尋ねする件は、ここは前も指定管理でやられたところですね。それで、前にやられるときに、例えばこういうふうにもっと利用を伸ばしますとか、あれやります、これやりますというお約束が随分たくさんあったと思うんですけど、その一つ一つについては一体どうだったかということは、ここら辺に点数しか書いてありませんのでわからないんですけど、実際どうでしたか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 今回は応募に関する審査という形なんですけれども、これまでの実績等の判断につきましては、評価委員会というものがございまして、そちらのほうで評価をしておるということでございます。

こちらにつきましては、一応利用者のほうにつきましては稼働率も上昇しておると。アンケートもやっていただいておりますが、アンケートのほうの結果も、割と満足度も高くなってきておるといったところがございます。

それから自主事業につきましても、平成 30 年度の実績で 6 講座行っていただいております。参加者も 202 名といったところでやっていただいております。こちらのほうの収入もとっていただいておりますという形でございます。事業としては順調に行っていただいておりますかと思えます。以上です。

○委員（富田牧子君） その自主事業の 6 講座について、ちょっと御紹介ください。

○高齢福祉課長（水野 修君） 今回の自主事業につきましては、パソコン講座ですとか健康づくり教室、それから終活セミナー、こういったところでございます。

○福祉部長（大澤勇雄君） 済みません。ちょっと追加で、子供の将棋教室なんかも、うちのほうからこういうのをやったらどうだということも、提案を取り入れていただいております。というようなこともございますので、御報告を申し上げます。

○委員（富田牧子君） 私が福祉センターへ行ったときに、2 階を使ったんですが、実はその前に、それはその団体の方が悪いんですが、大変汚されていまして、ちょっと使えないような状況で、外国の方々がパーティーを開いていたんですけど、その後がきれいに片づけられていないということで、それは使った人がちゃんとやるんだけど、そういう指導をきちっとしていただかないと、ちょっとどうかなと思うような、この前はそういう事態がありましたので、この業者さんにそこら辺も徹底していただいて、やっぱり使うからにはきちっと使っていただくという、いろんな団体の方にね。必要だと思うので、そこを徹底していただけたらと思うんですけど。

本当にべちゃべちゃで汚かったんですね。何かパーティーでいろいろ飲んだりやったりしたと思うんですけど。

○高齢福祉課長（水野 修君） 大変申しわけございませんでした。

そちらのほうにつきましても、業者のほうにしっかり徹底して、利用者のほうにもいろいろ指導ということもしていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（田原理香君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

○委員（野呂和久君） 済みません、表面の利用実績ですが、平成 29 年度が 2,886 件、平成 30 年度が 2,920 件で 34 件増ということですが、これは延べの件数ということでしょうか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 延べでございます。

○委員（野呂和久君） あと、利用者の増加ということで具体的な手法の効果等の期待がこれからあるということの評価もいただいているわけですが、新たに新規で利用された利用者または団体というのは、もしわかればいいですが。件数がもしわかれば結構です。

○高齢福祉課長（水野 修君） 申しわけございません。新規のデータが今手元でございますので、またよろしくお願いします。

○委員長（田原理香君） じゃあ、後ほどということでよろしいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは済みません、一つだけお聞かせください。

審査結果が裏面に出ておりますが、例えば、上から 4 つ目、サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果で、15 点配点のところを選定事業者得点は 11.6 点になっております。あと、こういったところにおいてちょっとなあと思われた点数があらわれていると思うんですが、その後に対して、ここが、だからこういう点なんだ、だからここについてはちょっと危惧していますよ、懸念していますよというようなことを事業者の方に、終わった後にどのように、どういったことをお伝えはしてあるんでしょうか。

○高齢福祉課長（水野 修君） こちらのほうは満点に近づくように、今後個別の契約をさせていただくこととなりますが、そちらのほうでしっかりお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（田原理香君） じゃあ指導していかれるということですよ。わかりました。お願いいたします。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

○委員（野呂和久君） あと裏面の審査結果というところですが、全体的には得点も 81.2 点ということで、80 点以上の平均ということですが、その中で平均を少し下回っている、この施設の管理運営に係る経費と収支の計画の的確性と実現の可能性というところで、配点が 10 点に対して 7.4 点ということで、大きなあれではないんですが、この点数について委員さんの御意見というのは、何か特筆すべきものがあつたらお願いします。

○高齢福祉課長（水野 修君） こちらにつきましては、応募の資料の中で若干収支に関する

ことが不明な点があったものですから、そちらのほうで若干下げしておりますが、内容自体につきましては問題のない範囲内でございますので、こちらのほうもあわせて指導していきながら契約したいというふうに考えております。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第 86 号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第 86 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第 10 号 福祉保育職場の大幅な増員と賃金の引き上げの実現をめざし国に対し意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

○副委員長（川合敏己君） 私個人的にも、特に保育士の部分については人材が本当に不足しているというのを伺っております。ただ、国においては、こういった福祉、それから保育に対しての施設に対する人員に対するいわゆる支援というのは、処遇改善等々で行ってきておりますし、お話を聞きます限りは、また昨年からことしにかけて 10 年以上の有資格者に対しても特別な処遇改善加算というのが制度としてスタートしているようなことを伺っておりますので、これは陳情でもございます、状況を見守るという意味で、聞きおきでいいのではないかなあというふうに私は思っておりますけれども。以上でございます。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

今、川合副委員長のほうから、聞きおきでどうかという御意見がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ほか、皆さん御意見がございませんようですので、それでは陳情第 10 号につきましては、教育福祉委員会聞きおきとさせていただきますとさせていただきますよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第 11 号 「歯科口腔保健の充実を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、私のほうから。実は、こちらの関係者の方々にちょうどお聞きしましたところ、こういう意見書だったり陳情だったり求めるものということにおきましては、県は県の役割、国は国の役割、市は市の役割というものがあるということで、例えば歯科医師会でいいますと、市としてこういったことがお願いできないのか、こういったことを一緒に協力してやっていただけないだろうかというような提案等、歯科口腔保健、もちろん高齢者のことも関係ありますし、保健も関係ございますけれど、そういったことを可児市としてどういったことがお願いをできるのか、求めることができるのかということは今後も可児の歯科医師会もしくは、そういう関係者の方々がこれから意見をまとめていく、そういう場をつくっていくというようなお話でしたので、それであれば、そういうところで私どもの近いところの中で、そういう陳情だたり意見書をお出しいただければなと思いますが、という意味で、今回のこちらにおきましては聞きおきということでどうかなと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、陳情第 11 号につきましては、教育福祉委員会聞きおきとさせていただきます。

以上で、本委員会の審査案件は終了いたしました。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 13 分

再開 午前 9 時 15 分

○委員長（田原理香君） それでは、会議を再開いたします。

事前質疑、多胎世帯の育児支援についてを議題といたします。

質問者である野呂和久委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（野呂和久君） それでは、要旨を説明させていただきます。

本市は、「マイナス 10 カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」を掲げています。つなぐでは、子育て家庭が孤立しないために、子育て家庭と子育て支援サービスをつなぐと

しています。本市の双子または三つ子など、多胎家庭の支援の現状をお聞きします。

4つ項目があります。

本市内の直近3年の出生で多胎児世帯数。2つ目、各種相談、こども相談、7カ月相談の多胎家庭からの相談件数。3. こどものすこやかな育ち応援活動助成金を活用した多胎家庭支援の現状。4つ目として、多胎児世帯へ現状どのような支援がなされているか。

よろしく申し上げます。

○健康増進課長（古山友生君） 今の御質問のほうに回答させていただきます。

まず、1番目の質問の本市内の直近3年の出生で多胎児世帯数ということでございますが、本市で母子健康手帳を交付する段階で多胎妊娠であった世帯数という数字になりますけれども、まず平成28年度は4世帯、平成29年度は13世帯、それから平成30年度は9世帯、それから令和元年度につきましては、現在のところ3世帯というような数字となっております。

2番目の各種相談の多胎家族からの相談件数についてでございますが、申しわけございません、多胎家族からの相談として集計をしておりませんので、多胎家族からの相談件数についてはわかりませんというような状況でございます。

それから、3番目のこどものすこやかな育ち応援活動助成金を活用した多胎家族支援の現状についてでございますが、この助成金を活用して、直接多胎家庭を支援する事業計画を持った団体は、この助成金の制度開始の平成29年度から今年度までございません。ないというような状況でございます。

ただ、この助成金を利用して、今年度も6団体がこども食堂ですとか、あるいは子育て相談、休日預かりといった事業を行っておりますけれども、多胎家族の方がこの事業を利用されているかどうかは把握しておりません。しかしながら、市として地域振興課が所管しております可児市まちづくり活動助成事業を利用して、特定非営利活動法人のぎふ多胎ネットというところが、「かにママふたごちゃんみつごちゃん子育て教室」事業というのを実施してくださっております。

それから、4番目の質問の回答になりますが、多胎児世帯へ現状どのような支援がなされているかということでございますが、まず妊娠期の世帯にですけれども、多胎世帯については非常に妊娠中からリスクを伴うため、妊娠届が提出され、母子健康手帳を交付する段階から、健康増進課の保健師が1世帯に1人、担当者としてついて面談するとともに、個々の支援プランを作成し、電話や訪問を実施しながら、必要な支援につなげ、継続して支援を続けております。

この際に、市の支援サービスを紹介するとともに、多胎児を専門に支援活動を実施しております、先ほど申し上げました特定非営利活動法人のぎふ多胎ネットさんの存在も伝えていきます。

次に、出産後なんですけれども、妊娠期と同様、担当保健師が電話や訪問による相談に乗り、市が実施しております産後ケア事業などを紹介し、必要な支援につなげております。また、子供の養育支援が特に必要と判断した場合は、こども課が所管しております養育支援訪

問事業により、相談や家事支援などを行う支援を行っております。

そのほか、多胎世帯が望めば、保健師の訪問時に先ほど申しましたぎふ多胎ネットのメンバーが同行して相談に乗ったり、子育て健康プラザ マーノでの乳児健診の際、駐車場から移動、あるいは健診のときのサポートを利用するということができることになっております。以上でございます。

○委員（野呂和久君） 今の御答弁ですと、そうした多胎家庭については、困っていますよという声については的確に相談が受けられるような状態になっているということと、そうした相談を受けたとしても、困っていることに対して対応できる、そういう仕組みになっているということによろしいですか。

○健康増進課長（古山友生君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、事前質疑2. 幼稚園・保育園の申し込み状況についてを議題といたします。

質問者である富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） ことしの10月から幼児教育の無償化が実施されておりますけれど、まず1番、スムーズに実施できているか、問題は発生していないでしょうか。2番、そして今、ちょうど来年度の幼稚園・保育園の申し込みがもう終わったと思うんですけど、こうした状況はどうか。待機児が発生するということはないでしょうか。3番、希望しても入所できないという状況は発生していないか。そうした状況が起きた場合、対策はどのようにされるでしょうか。4番、私立幼稚園で無償化以前より教材費等諸費用が高くなったという事例は発生していないでしょうか。これは、よそのところで、保育料は無償になったんだけど、教材費、設備費とかそういうところで老朽化しているのでどうしてもそれを直すためには負担いただかないといけないということで、かえって諸経費が高くなったという事例を聞きましたので、可児市ではどうかとお尋ねをいたします。

○委員長（田原理香君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○こども課長（河地直樹君） お答えします。

まず1番、スムーズに実施できているか、問題は発生していないかです。

この無償化実施に先立ちまして、希望される園に対しましては保護者説明会を実施して、保護者のほうに直接説明をさせていただいております。また、園長会等でも制度説明をしております。重ねて、私立幼稚園のほうでは、新たな請求事務が発生することがありますので、事務担当者への会議を開催しております。

こういうこともありまして、現段階では問題は発生しておらず、スムーズにスタートできていると認識しております。

続きまして、2番、来年度の幼稚園・保育園の申し込み状況についてお答えします。

11月の約1カ月間に来年の4月からの市内外の認可保育園の入園申し込みを受け付けい

たしました。市内外の保育園の申込者数は、その結果、431名の申し込みがございました。これは、昨年度の同時期と比較いたしますと申込者数は76名の増加でございました。特に、ゼロ歳児から3歳児のクラスの申し込みがふえて、増員数の大半を占めている状況でございます。

幼稚園につきましては、瀬田幼稚園の申し込みは15名であり、昨年度同時期よりも5名減っております。私立幼稚園につきましては、各園で申し込みを実施しておりますので数字のほうは把握しておりませんが、例年と変わらない状況であるというふうに聞いております。

続いて、3番です。希望しても入園できないという状況は発生していないかと、あと起きた場合の対策です。

入園申込時に希望園を記入していただいて申し込みのほうを受け付けさせていただいております。この後、希望園を優先して、基準表に基づき入園調整を実施してまいります。それで、入園調整をしていく中で、定員に達している場合や保育士の配置等で希望園に入園できないことがあり、入園を待ってもらうこともございます。

対策としましては、増築による定員をふやしためぐみ保育園等も活用し、可能な限り保護者の希望に沿った入園調整を行ってまいりたいと思っております。

続いて4番、私立幼稚園で無償化前よりも教材費等諸費用が高くなった事例は発生していないかについてお答えします。

私立の幼稚園につきましては、保育料、給食費を初め、諸費用については各園で設定されております。無償化の対応のため、10月1日以降の各園の保育料、副食費等は調査しておりますけれども、教材費等の諸費用については無償化前の状況は調査しておりませんが、費用が高くなったかどうかの事例は把握することができておりません。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 先ほど、去年に比べて76名がふえたというふうで保育園の申し込みのほうで言われましたけど、特にゼロ歳から3歳がふえているということで、この人たちは今のキャパシティで収容できるというか、新たにどこか場所をつくらなくても大丈夫ですか。

○こども課長（河地直樹君） 保育園の定員はそれぞれの園が設定して、市全体の定員がございます。それに対してあふれるのか、あふれないかということになりますけれども、431名の申し込みがありましたけれども、今後入園調整をさせていただくというふうに申し上げましたけれども、例えば1歳児でございますと育休復帰で今度保育園に入りたいという方もございますけれども、入園調整の中で育休を延長されるという方もございますし、今度来年4月に3歳児クラスに入る保護者の方は、保育園の話の入園調整の中で、幼稚園があるから幼稚園に行くという保護者もいらっしゃいますので、あとここには企業主導型のほうは入っておりませんので、企業主導型に行かれる方も多分あるかなあというふうに予測しておりますので、入園調整の中でそういう動きがあった後で、最終的に4月にどうなるかということで、定員の中におさまるかどうかがわかってくるのかなあというふうに思っております。

す。以上です。

○委員（富田牧子君） 次に、4番のところなんですけど、今まで公立の保育園に対しては、もう修繕費とかそういうものは全然国から、あるときから出なくなって大変になりました。ところが、今度この幼児教育の無償化になったら、私立の保育園・幼稚園でも出ないというふうに私は聞いたんですけど、そのために例えばクーラーをかえたいと思ってもクーラーをかえるお金がないので、例えばクーラーの分でこれだけ負担してもらうことになりましたという、テレビで幼稚園の園長さんが言っているのを見たので、この4番のことを言ったんですけど、そういった今まで出ていた、例えば1園当たり800万円ぐらい、修繕でいろいろ出ましたよね。そういうものは無償化になって、やっぱりもう出ないわけですか、国のほうから。

○子ども課長（河地直樹君） 私立の幼稚園のほうは基本的に、可児市ですと未移行の幼稚園ですので、県のほうも保育園と違うところの所管になりまして、市のほうとしましても保育料の負担とか助成金というのは私立幼稚園のほうには出しておりません。

ただし、先ほど言われた修繕費につきましては、私立の幼稚園に対しても空調設備等の改修があれば、市として補助金を出す制度はありますので、そういう補助をしてほしいという私立幼稚園の申し出があれば、市のほうはそういう助成がありますけれども、ちょっと国のほうがどうなったかというのは把握しておりません。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○委員（中野喜一君） 本来、保育士の待遇改善が先に来て、その後に無償化が実施されるというのが本来の筋だと思うんですけども、これが逆転してしまいました。それで、マスコミの報道で見たんですけども、延長保育がたくさんふえて、保育士さんのほうが翌日以降の準備を家に持ち帰ってやると。労働時間が長くなったにもかかわらず、給料はほとんどふえていないと。そういうような現状を見たんですけども、可児市ではどうなっているのか。現状までの報告を聞かせていただきたいと思います。

○子ども課長（河地直樹君） 保育士の処遇改善につきましては、先ほどの陳情にも若干出てきておるとは思いますけれども、民間の私立の保育士につきましては国のほうが処遇改善の1、2ということで、基本的な給料のベースアップと専門職に対しても特別な手当をつけるということで処遇改善を図ってみえています。

公立のほうにつきましても、市の給与体系にあわせてやっておりますので、ほかの事務職職員に比べて低いとか、そういうことはございませんので、保育士だから処遇が悪いということはないというふうに認識しております。

先ほど言われました持ち帰り仕事があるんじゃないとか、そういうことですが、公立につきましても潤沢に保育士が確保できておるわけではないですけれども、正職員と臨時職員のほうを採用させていただいて、その中で事務の効率化等を図って、持ち帰り等のないようにやっておりますし、時間外勤務もできるだけ減らすようには徹底をしておる状況でございます。以上です。

○委員（中野喜一君） 一番留意してほしい点というのは、ただでさえ人手不足で保育士の確保が難しい中、こういったことを期に今精いっぱい頑張ってくれている方が離職してしまうと。そうすると非常に誰も得しない状況になってしまうので、その辺を細かくケアする体制というのを今後とも継続してやっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○こども課長（河地直樹君） 新規採用するだけではなくて、今やってみえる方がやめずに継続していただくということが大切なことだと思いますので、私立の保育園につきましては、そういう事業もございますので、それを活用して支援してまいりたいと思いますし、公立につきましては保育士さんの意見を聞きながら、現場のほうをよりよく改善していきたいと思ひますので、そういうふうにやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（田原理香君） 質疑、ほかございませんか。

○委員（松尾和樹君） この2つ目の質問の御答弁の中で、431名申し込みがあつて、昨年対比で70名強増加している。特にゼロ・1・2歳児が増加しているということだつたと思ひうんですけれども、この無償化の制度が始まる前、2人目を預けると半額になるとか、そういう制度があつたと思ひうんですけれども、済みません、制度の確認なんですけれども、無償化が始まっても2人目半額とかという制度はまだ残っているんですか。

○こども課長（河地直樹君） ゼロー2歳の方になると思ひますけれども、それは変わらず、制度は残っていますので、無償化前と変わっておりません。

○委員（松尾和樹君） そうすると、ゼロ・1・2歳が特に増加しているというのは、その制度が残っているので預けやすくなっているというのが考えられますでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） ゼロー2歳につきましては、住民税非課税の方が無償化になりますので、全員の方が無償化になるわけではないので、直接無償化がどこまで影響しているかというのはわからない状況です。3歳—5歳につきましては全部無償化ですので、安くなった、ただになつたから預けようかということはわかると思ひうんですけれども、ゼロー2歳につきましては全ての方が無償化になっているわけではないので、直接ではないですけど、無償化になつたことによって保育園に預けようという喚起になっていることで申し込みがふえているのかなあというふうに思ひております。

○委員（松尾和樹君） 済みません、説明がまづかつたです。

3・4・5歳を1人預けている家庭、ここはこの子に対しては無償化になります。さらに、ゼロ・1・2歳がいる場合というのは、このゼロ・1・2歳の子を預けた場合に、2人目というふうに認識されて2分の1になるということによかつたですか。

○こども課長（河地直樹君） 前提として、きょうだい2人以上ある場合の減免の制度です。ゼロ歳から小学校就学前までのお子さんのきょうだいである場合は2人目が半額、3人目が無料となります。

あと、小学生以上のきょうだいがいる場合、こちらにつきましては年収とか、あと母子家庭の場合は小学生のお子さんがいても2人目が半額とか3人目が無料というふうになります。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、事前質疑3. 給食調理等業務委託についてを議題といたします。

質問者である富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） プロポーザルも終わりました、業者も選定されたと聞いております。

1番、現在どこまで進んでいるか。進捗状況についてお尋ねをするものです。2番、聞くところによりますと、公共施設振興公社の職員さんがもう既に2名おやめになったと聞いておりますので、そうした体制で3月末まではとにかくきちっと公共施設振興公社として調理業務をやっていたかなきゃいけないわけですけど、3月末までの調理業務に支障はないでしょうか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 1番のまず現在の進捗状況についてでございますが、9月6日に可児市立小中学校、保育園・幼稚園給食調理等業務公募型プロポーザル候補事業者第2次選考を実施いたしました。その後、可児市指名業者選定委員会を経まして、株式会社東洋食品を受託事業者として決定いたしました。

10月9日に令和7年3月31日までの5年間を契約期間といたしまして、業務委託契約を締結したところでございます。

施設の保守及び点検並びに維持、修繕、調理及び配缶、配送及び回収につきまして、現行PFI事業を運営しております各業務責任企業等との引き継ぎに必要な事項の確認作業に入っているところでございます。1月に入りまして、本格的な移行準備を行っていくこととしておるところでございます。

なお、調理員につきましては、希望する公共施設振興公社職員を優先雇用するとされておりまして、12月2日からは学校給食センター及び各保育園・幼稚園で現在調理に携わっている方々の採用に関する面接が実施されました。年内には採否の決定通知を行い、1月中旬ごろまでに御本人の最終的な意向を確認すると聞いておるところでございます。同様に、学校配膳員の方々との面接も並行して行われたところでございます。

4月1日の移行に向け、順調に準備をさせていただいておるところでございます。

2番目の公共施設振興公社職員が退職になられたという件でございますが、令和元年4月当初の調理員の数は45名でございました。年度途中で退職した方は2名、その後、1名新たに採用がございました。12月1日現在で44名の方が調理に携わっておられるところでございます。

公共施設振興公社側からは、確実に調理を実施し、受託者として責任を果たしていくということで、給食の提供に関し、影響はないと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 5年間という契約ですよね。何か指定管理みたいな感じなんですけど、給食業務、もちろんほかの業務もそうですけれども、途切れることなくやっていただくということにおいて、この5年間の契約というのはいかなるものかと思うんですけど、その契約の

内容として、5年でまた契約しますということで、また同じような契約を5年後もやられるということでしょうか。

○**学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 今のところ5年の契約スパンの中で、新たにまた5年後は同じような形での契約になろうかなというふうに考えております。やはり、その事業が確実に行われているかというふうなことにつきましては、毎年毎年、仕様書に基づいて確実に事業が実施されているかどうかのチェックをさせていただき予定でございますので、それらを踏まえて、年次年次で指導すべきところは指導し改善をしながら、業者の委託を見守っていきたいと思っております。

○**委員（富田牧子君）** 毎年毎年、きちっと点検していくということは、もちろんそれは当然必要なことですが、公共施設振興公社の方たちにしてみれば、今まで定年まで働けますよという話でずうっと来たのに、こういう形で新たな民間へ行くということになる。しかも、その民間は5年でまた身分がどうなるかわからないというような大変不安定な身分に結局のところは移行しなければいけないということで、大変私は何か気の毒だなあというふうに思っておるわけですが、希望する人は採用しますよという先ほどのお話でしたけれど、結局のところ、やっぱり人が足りないとなったら、後でもう少し募集をするということになるわけですね。そうすると、どこら辺のところ、全体の今度新しく東洋食品で働いていただく方がどれぐらいで、まだこれだけ人が足りないとか、わかるのはどれぐらいですか。いつぐらいですか。

○**学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 先ほどお話をしましたように、1月の中旬ごろまでには御本人様の確認を東洋食品のほうでするというふうに伺っております。その中で、不足する調理員が仮に発生したという場合におきましても、公共施設振興公社の中では確実に新規採用であったりとか、あらゆる方法で現在の調理数をこなしていくための人員を確保するというふうにされております。3月31日までの契約期間の中において、途切れることなく調理は実施するというふうで確認をしておりますので、準備としては十分かなというふうに考えております。

○**委員長（田原理香君）** ほか、質疑ございませんでしょうか。

○**副委員長（川合敏己君）** ちょっと教えていただけるとありがたいんですけど、東洋食品は派遣会社でもありますよね。ということは、働かれる方の身分というのは派遣契約で働かれるのか、それとも東洋食品の正規の社員として働かれることになるのか。ちょっとその点だけ、参考までに教えていただけますか。

○**学校給食センター所長（玉野貴裕君）** 東洋食品のほうにおかれましては、例えば業務責任者であったりとか、主任クラスの方は正職員で採用するというふうなスタンスでおられます。それから、調理員の方におかれましてはパート職員も含めての採用枠というふうなことで、地元の採用といったことも含めながら配置計画を持っておられます。

派遣業務も確かにやっておられますので、そちらのほうとの兼ね合いもあるかとは思いますが、純粋に正社員もしくはパート職員という形の中で給食センターに従事いただくという

ふうには私どもは捉えております。

○副委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

それでは、次に事前質疑4番目です。地域包括支援センターの業務の現状とセンターから見た課題についてを議題といたします。

質問者である川合敏己委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○副委員長（川合敏己君） 地域包括支援センターの業務の現状とセンターから見た課題についてということで、要旨を読ませていただきます。

高齢者が住みなれた地域で安心した生活を続けられるのに、地域包括支援センターは欠かせません。そんな中で、地域での福祉関係者との連携、ケアマネジャーの指導や支援、高齢者の方の介護相談など、業務内容は多岐にわたっていると思います。

質問ですけれども、超高齢社会を迎えるに当たりまして、業務の現状と地域包括支援センター、現場から捉える課題について、ぜひお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○高齢福祉課長（水野 修君） それでは、地域包括支援センターについて御説明いたしますが、それに先立ちまして、先ほど議案のほうの指定管理者の指定について、野呂委員のほうから御質問があった件について御回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（田原理香君） 野呂委員よろしいですね。お願いいたします。

○高齢福祉課長（水野 修君） 先ほど、福祉センターの新規利用者についてということで御質問いただきましたが、今確認いたしましたところ、新規の利用者についてのデータを拾っていないということで、ちょっと今の現状ではわかりません。申請書を全て洗い直さないと拾えませんので、申しわけございません。ただ、感覚の話で申しわけございませんが、おおむね1割程度は新規ではないかというふうな回答を得ておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

それでは、先ほどの事前質疑のほうをお願いいたします。

○高齢福祉課長（水野 修君） それでは、地域包括支援センターについて御説明をいたします。

こちらは、今回チラシを資料としてつけておきましたので、こちらのほうもごらんいただきたいと思います。

地域包括支援センターは、平成18年に施行いたしました改正介護保険法によりまして、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的といたしまして、包括的支援事業等を一括的に実施する役割を担う中核的機関として設置されておるものでございます。

地域包括支援センターは市町村が設置いたしますが、介護保険法に定められました包括的支援事業の実施の委託を受けた者も設置することができます。

本市では、平成 18 年度に市直営で、可児市地域包括支援センターを設置いたしました。平成 20 年度には西部地域包括支援センター、平成 22 年度には中部地域包括支援センター、平成 24 年度には北部地域包括支援センター、平成 26 年度には南部地域包括支援センターを開設しております。また、平成 26 年度には中部地域包括支援センターを東部地域包括支援センターに名称を変更いたしまして、平成 29 年度には西部地域包括支援センターを帷子地域包括支援センターと土田地域包括支援センターに分けております。現状の 6 地域包括支援センターになっておるところでございます。

地域包括支援センターには、医療、介護、福祉の専門職を置くことが定められております。具体的には、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーでございまして、専門分野を生かして協力して高齢者を支援してまいります。

地域包括支援センターが行います業務は国で定められておりまして、総合相談支援、介護予防支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の 4 つの業務を中心に行っております。

総合相談支援業務は、個々の高齢者やその家族の相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健、医療、福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行ってまいります。

介護予防支援業務は、介護予防及び日常生活支援を目的といたしまして、個々の高齢者の心身の状況や環境などに応じ、適切なサービスが受けられるよう必要な援助を行ってまいります。

権利擁護業務は、通常の支援だけでは十分に問題が解決できないとか、適切なサービス等につながる方法が見つからないといった困難な状況にある高齢者が安心して暮らせるよう、専門的、継続的な視点からの支援を行うものでございます。

具体的には、老人福祉施設等への措置への支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の未然防止や成年後見制度の活用促進などがございます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援は、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携など、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施するために、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援を行います。

特に、これは現在、厚生労働省が推進しております在宅医療・介護連携推進事業において、具体的に取り組むべき 8 項目にもつながるものでございます。

市内の 6 地域包括支援センターでは、定期的に情報共有を行うための会議も行っております。このような中から見えてきました共通の課題といたしましては、家族間の関係がだんだんと希薄になってきておるといった現状がございます。また、8050問題やごみ屋敷の問題等にも対応に苦慮しておるといったような課題が出てきております。

さらに、地域包括支援センターで抱える対応件数が多くなり、その対応に追われることが

多く、なかなか地域のサロンなどのそういった地域活動にも出かけていきたいが行けない、そういう状態でもあるということでございます。

費用の面から、なかなか人がふやせないということもありますが、それにも増しまして、3つの先ほど説明いたしました専門職、こちらの人材がなかなか集まらないという事情もございませぬ。

このような状況の中で、地域の高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの中心的な機関として今後も取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

○副委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

初めは1つ、2つの地域包括支援センターから始まりまして、今は6つ、市内にできたわけなんですけれども、今回、より細かな地域ごとの対応がそれで可能になっているんだとは思いますが、今後この地域包括支援センターというのは、また細分化していく可能性があるのかどうかというのをちょっと参考までに。

○高齢福祉課長（水野 修君） 一応、地域包括支援センターの設置につきましては、おおむね中学校区域レベルの広さ、それから人数につきましても大体、人口としまして1万人から2万人レベルという形で設置をしております、現状の6地域包括支援センターで当面の間はやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○副委員長（川合敏己君） 4つ目の地域との連携を持ってということで、その点についてはどうですか。うまく進んでいらっしゃいますか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 地域の例えば民生委員さんですとか、それから自治会、地区の社会福祉協議会とか、そういったところとの連携も行いながら順次進めていっておりますので、順調ではございます。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○委員（中野喜一君） 今度、帷子に地域包括支援センターが移転されるということなんですけれども、団地別の高齢化の率でいくとトップ5のうち、トップ4までが帷子地区に集中していると。にもかかわらず、なぜ今まで地域包括支援センターがなかったのかというのが、私は議員になる前から非常に疑問に思っていたんですけれども、この段階で移転するという事に決めて、要は今まで移転できなかった理由というのは何なのか、今移転するということを決めたのはなぜなのかというのをちょっと基本的な質問で申しわけないですけど、お聞かせください。

○高齢福祉課長（水野 修君） 先ほども説明の中でお話しさせていただきましたが、一応、帷子地域包括支援センターは平成29年度に西部から分離をいたしまして、設置をさせていただいておったと。ただ、場所がとうとう病院のところにあるということで、帷子の地域にはなかったということでございます。これは物理的に開設できる場所を探しておったわけではございますが、このたび地域の方のいろいろな御尽力をいただきまして、帷子地区センタ

一で開設ができるという話がまとまりましたので、今回移転をさせていただくということでございます。以上です。

○委員（中野喜一君） 帷子に移転した後に、人員体制というのは何人で運営していくのかということと、あとこれもまた基本的な質問で申しわけないですけども、地域包括支援センターの方々というのは、日ごろどのような仕事を中心にやっておられるんでしょうか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 人数は、現状今6名で帷子地域包括支援センターは行っておりますが、同じ形で帷子地区センターに移転したときも6名で行っていく予定でございます。

仕事の内容につきましては、先ほどもちょっと御説明の中で触れさせていただきましたが、お手元にあります資料のパンフレットの裏面を見ていただきますと、4つの面から地域の皆さんを支えますという形で書いてありますが、先ほど御説明した中身がこちらの4つの業務になってきますので、こちらのほうを主に行いながら進めていくということでございます。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

帷子地域包括支援センターの移転につきましては、この後、報告事項として上げられますので、またそちらでお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 私、この間、地域包括支援センターのお世話になったんですね。というのは、私のところにちょっと何が書いてあるかわからないからと御相談があって、やってあげたら、かえって本当にその封筒は出してもらったのかと毎日お見えになったんです。夜も10時半ごろお見えになったり、電話がかかってくるので、もう本当に困っちゃって、地域包括支援センターへ行って、これこれこういうふうなんですけどと言ったら、素早く対応していただいて、それでちょっと離れたところに娘さんがいるんですけど、娘さんのほうからもお電話がありまして、大体の状況がわかったんですけど、これって本当に近所に住んでいる人にもとても役に立つというか、やっぱりもう高齢化で、はっきり言って認知症の人が本当にふえているんですね。そうすると、いろんなトラブルがいっぱい起こってくるんですけど、そういうときは本当に地域包括支援センターだよということで、帷子へ移ったら、ぜひもっと地域の人に宣伝をしていただきたいというか。それは業務がふえて大変でしょうけど、来る人ばかりになって。大変でしょうけど、今地域ではやっぱりそういう問題が本当に起こってきているんですね。私のところの地域だけでも、私のところに認知症の方が見えてちょっと困ったということとか、その次の週には孤独死されておったとか、そういうこともあって、帷子って本当に深刻なんですね、高齢化率が40%を超えているということで。

だから、もう地域の皆さんに、今度ここに開設しましたので、いろいろお悩みがあったら、御近所の人の話でもいいから、やっぱりぜひ御相談くださいと。そうすると、解決の糸口が見つかりますので。本当に私、困りまして、でも相談して早くいろいろわかったのよかったですなあというふうに思っていますので、ぜひ宣伝をよろしくお願いします。

○高齢福祉課長（水野 修君） ありがとうございます。

地域包括支援センターの業務というのが、まず地域の皆さんの第一歩、最初に来ていただ

く場所ということでございますので、そちらのほうもどンドン宣伝をしていくというか、よく皆さんに周知をさせていただきながら、今後も取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時02分

○委員長（田原理香君） それでは、これから会議を再開いたします。

報告事項1. 第2期可児市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（水野伸治君） よろしくお願いたします。

お手元の資料番号9-1と9-2になりますので、お願いたします。

今年度、策定しております子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントを実施するに当たりまして、計画案の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、9-1のほうをお願いたします。

計画の概要になりますが、この計画は子ども・子育て支援法に基づく市町村計画でございます。子育て支援政策の理念や体系を明確にいたしまして、市の重点方針の一つでもあります「子育て世代の安心づくり」の実現に向けまして、市で取り組む子育て支援の方向性をまとめるものでございます。

計画策定に当たりまして、第1期の計画の内容を基本といたしまして、新たに実施したり、充実させた取り組み等を位置づけております。

第2期の計画期間でございますが、令和2年度から令和6年度までの5年間になります。

主な記載事項としまして、抜粋して3つを上げさせていただきます。

まず、第3章には計画の基本理念を掲載してございます。第1期の計画におきます理念の「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」を継承いたしまして、「“可”能性あふれる“児”（こ）どもがそだつまち 可児」の実現を念頭に置きまして、計画を推進してまいる所存でございます。

第4章につきましては、施策の展開といたしまして、子育て世代の安心づくりを実現するための重点課題を5つに分類いたしまして、市全体で取り組む施策を記載してございます。

第5章におきましては、量の見込みと確保の内容としてございます。

下に該当する事業として上げてございますが、教育・保育事業の3つ、それから地域子ども・子育て支援事業の12事業、計15事業に関しまして、今後5年間におけるニーズの見通

しとそれに対する方針、また考え方を記載してございます。

続きまして、その他としてございますが、この 15 の事業につきましては、補助対象ともなっておりますし、この計画に位置づける事業につきましては施設整備費なども一部補助対象となっておりまいます。

また、少子化の解消とも深くかかわってございますので、次世代育成支援法に基づく行動計画としても位置づけ、また市の地域福祉計画や教育振興基本計画、健康づくり計画などとも整合を図ってまいります。

次に、計画書の重立ったところを御説明いたしますので、資料 9-2 のほうをお願いいたします。

まず 1 ページのほうをお願いして、左側が目次となっておりますのでごらんください。

この計画は 6 章で構成してございます。

第 1 章が計画の概要となっております、先ほど法的な位置づけ等、御説明させていただいたところです。

第 2 章が統計、アンケート調査結果から見た現状や課題でございます。

3 章、4 章、5 章につきましても、先ほどの説明したところでございます。

6 章におきまして、計画の推進に当たってのそれぞれの役割なども掲載してございますので、順次説明させていただきます。

まず、6 ページをお願いいたします。

統計から見る可児市の現状といたしまして、各種データとグラフを用いて、分布の変化をわかりやすくしてございます。

次のページをお願いいたします。

上のグラフにつきましては、可児市の児童人口を統計値から推計してございます。11 歳以下の子供の数につきましては、平成 25 年当時 1 万 1,450 人ほどでしたが、今年度 1 万 664 人となっております。今後も減少傾向で推移して、令和 6 年には 1 万人を切って 9,900 人ほどになると推計してございます。

続いて、9 ページをお願いいたします。

幼稚園と保育園の入園状況となっております。どちらも棒グラフが園児の数、折れ線グラフが入園率となっております。

上のグラフの幼稚園は、入園児の数が減少してきておりますが、下の保育園のほうは逆に増加傾向にございます。ちょっと似たような色で申しわけないですが、保育園の一番下の折れ線グラフが 3 歳未満児の入園率となっております、先ほどの子供人口が減少する中で、3 歳未満児はここ数年、大きく入園率は増加してきてございます。

次に、11 ページをお願いいたします。

ここからは、教育保育のニーズや子育て支援サービスの利用状況や意向につきまして、保護者を対象としまして、昨年度アンケートを行った結果とそこから見える課題を掲載してございます。

グラフにつきましては、5年前の1期の計画のときに行った調査と見比べることができますように平成25年と平成30年の値として、また未就学児の保護者、小学生の保護者として、それぞれ並べて表示してございます。

12 ページの(2)の可児市は子育てをしやすいかとの問いでございますが、しやすいと思う未就学児童の保護者が5年間で約10ポイントふえる一方で、1割弱の方がまだまだ可児市が子育てしやすいとまでは行っていないと思ってみえる状況でございます。

次に、13 ページをお願いいたします。

子育てにおける悩みを聞いてございます。子育ての方法やしつけの方法につきまして、前回も今回も、皆さんの一番の悩みとなっておりますが、上から2つ目の「子供の気持ちや子供への接し方」、また真ん中あたりにございます「家事や仕事と子育てとの両立」という2つの項目におきましては、両方の保護者とも5年前に比べまして8ポイントから10ポイント近くふえてございます。

右側の14 ページでは、定期的に利用したいと思う事業の問いになりますが、未就学児保護者の方々は、やはり幼稚園・保育園の入園を希望する方が多いことがうかがえます。

次の15 ページで、幼稚園・保育園の入園を希望するその理由を聞いております。

今回は、「働きたいから」という選択肢を追加しましたら、自宅に近いからという理由に次ぎまして回答者が多くなっております。就労に対する意欲が高いことが感じられました。

続きまして、17 ページからは、これらの調査結果から見えてきた現状と課題を記してございます。

上から2つ目の子育てを主に行っている人に関しまして、「父母ともに」という方々が50%を超えていますが、「主に母親」という割合も4割を超えていることから、父親のさらなる育児参加や母親が1人で悩みを抱え込まないような相談とか交流の場が必要であると考えております。

1つ飛びまして、子供を預かってもらえる人の有無に関する問いにおきましては、いずれもないと回答した人が未就学児保護者約10%、小学生保護者7%と預かり先がない方がお見えになることから、その支援として一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの事業についての周知・充実といったことが求められております。

右のページの保護者の就労状況の中の一つ目、以前は就労していたが、現在は働いていないという未就学児童の母親の割合が前回の44.8%から32.2%へ大きく減少し、また小学生の母親の就労割合は未就学児の母親より高いことから、子供の年齢が上がるにつれまして就労する母親がふえているということが見受けられます。働きながら子育てができるサービスの充実も求められていると感じております。

続きまして、21 ページをお願いいたします。

放課後の過ごし方について、小学校低学年で28%がキッズクラブを利用しております。これは5年前の9.5%から大幅に増加をしております。

上から3つ目の丸にございますように、キッズクラブの利用者数は増加傾向にありまして、

全児童の3割以上が利用する学校もあることから、小学校ごとに整備を検討していく必要もあると感じております。

続いて、23 ページ、24 ページにつきましては、先ほどの計画の理念になりまして、「マイナス 10 カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」を継承いたしまして、「“可” 能性あふれる“児”（こ）どもがそだつまち 可児」を目指してまいります。

続きまして、27 ページをお願いいたします。

第4章、施策の展開でございます。

今回の計画の視点でございます「つなぐ」「まなぶ」「かかわる」に沿いまして、またニーズ調査結果を踏まえた上で、可児市子育て支援5つの重点課題とプラス1として、さまざまな施策を切れ目なく展開しまして、健やかな子供の成長と親の子育て力の向上を図ってまいります。

まず、重点課題の1つ目を「マイナス 10 カ月からすべての親・子ども・家庭を対象とする切れ目のない支援の仕組み」といたしまして、またキーワードを「すべての子育て家庭を支える」としていきます。

母子保健事業によりまして、親と子が孤立しないよう見守り、支えていきまして、また子育て支援を展開している各関係機関が連携しながら、各種事業を進めてまいります。

29 ページにおきましては、2つ目の重点課題を載せてございます。

「子どもの成長・発達に不安を抱えた親・子ども・家庭への妊娠期からのアプローチの仕組み」といたしまして、キーワードを「ハイリスクアプローチ」としてございます。

特別な支援が必要な子供や気になる子・家庭を早期に発見いたしまして、必要な支援へつなぐとともに、関係機関が連携して児童虐待の防止や早期発見に取り組んでまいります。

3つ目の重点課題が31 ページからになります。

「すべての子ども・子育て家庭をスムーズに学びの流れにつなぐ」といたしまして、キーワードを「みんながまなぶ」としてございます。

全ての子供が円滑に義務教育へつながるよう、子供の状況に応じましてさまざまな支援を行うとともに、いじめの防止やコミュニケーション能力の養成を行いまして、またふるさと可児を誇りと思えるような学習等も実施してまいります。

33 ページ、重点課題の4つ目でございます。

「家庭のまなびを支える」、キーワードを「親がまなぶ」としてございます。

子育てに関するさまざまな学びの機会を提供いたしまして、親に子育て力を身につけてもらうとともに、読書の喜びや楽しさを感じることができる環境づくりにも努め、各種事業を展開してまいります。

次のページで重点課題の5つ目になります。

「地域で子ども・子育てを支える市民活動の推進」といたしまして、キーワードを「オール可児でかかわる子育て」としてございます。

子育て家庭が地域や社会とつながりまして、適切な支援を受けることができたり、また市

民ボランティアのスキルを一層向上させながら、やりがいを感じてもらえるような環境づくりにも努めてまいります。

最後に、37 ページのプラス1、こちらは子育て世代の安心づくりの拠点でもございます子育て健康プラザ マーノを位置づけておりまして、今後も子育て健康プラザ マーノを子育ての支援の核といたしまして、健康づくり・交流の拠点、こちらの2つもさらに推進してまいります。

それでは38 ページをお願いいたします。

こちらは第5章といたしまして、子ども・子育て支援制度に基づきます各事業ごとに量の見込みと確保の内容、また提供区域を設定してまいります。

それでは、40 ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援新制度に基づきます事業といたしますのが、この表の15の事業でございます。量の見込みといたしますのが、第2章にありましたニーズ調査の結果、あと人口推計、今までの実績などから導き出された利用者などの見込みのことでございます。

確保の内容といたしますのが、実際にサービスの提供できる量や定員のことでございます。

実際に、この15事業を提供するに当たりまして、区域の考え方を設定いたしますが、まず放課後児童健全育成事業、いわゆるキッズクラブのみは各小学校区を単位といたしますが、その他の14の事業につきましては、基本的に市内全域を提供区域としていきます。

次のページをお願いいたします。

まず教育事業になります。上の表は、平成27年度から今年度までの就園児童数の実績となっております。下の表は今後、令和2年度から令和6年度までのAが量の見込み、それからBはその見込みに対する確保の内容となっております。

この教育事業における提供体制の考え方でございますが、幼稚園に一定のニーズはございますが、対象人口は減少しております。量の見込みとしましては減少していくと見込まれるため、教育事業については現状で十分な確保ができていると考えております。

まず令和2年度で見てもみますと、1,488人と見込まれております児童に対しまして、2,830人が確保できているということでございます。

この教育事業に対しまして、右のページ、保育事業、3歳から5歳になりますが、こちらでは実績値として利用率が上がってきてございます。対象人口は減少してきておりますが、女性の就業率の上昇ですとか幼児教育・保育の無償化の影響から、利用率は上昇が続くと見込んでおりますので、量の見込みはほぼ横ばいになると予測してございます。

確保の内容としましては、これまでに私立保育園の開園ですとか、定員の増加、また公立保育園の増築などから、量の見込みに対して確保が可能と思っておるところでございます。

46 ページをお願いいたします。

放課後児童健全育成事業につきましては、次のページの47ページ以降に提供する区域ごとである小学校校区ごとに記載してございますが、46ページにおきましては全校区の合計でございます。

全体の合計から見ましても、量の見込みに対する確保は可能な状況となっております。これは、各校区ごとに専用施設を整備したりですとか、学校施設の余裕教室の利用ですとか、プレハブ教室を兼用することによりまして確保を可能としてございます。

また、63 ページを済みません、お願いいたします。

この実費徴収に係る補足給付事業につきましては、幼児教育・保育の無償化にあわせまして、一定の子供の副食材料費の負担を減免する事業でございます。こちらは、今回新たに追加する事業となっております。

対象となります利用者は、全て減免を行っていくこととなりますので、量の見込みと確保の内容は同数としてございます。

最後に 71 ページをお願いいたします。

第 6 章といたしまして、この計画を推進していくために、家庭・地域・民間事業者・行政のそれぞれの役割を明確にいたしまして、それぞれ連携を図って、子ども・子育ての家庭の支援に取り組んでまいります。

計画書につきましては、ちょっと長くなって申しわけありませんでしたが、以上となります。

もう一度、済みません、資料 9-1 のほうでお願いいたします。

裏面、2 になります。

これまでの経緯と今後の予定でございますが、9 月に子ども・子育て会議に諮問をしております、またあすの子ども・子育て会議において、計画案について御審議をいただきます。予定としましては、来年の 1 月に答申をいただく予定でございます。その後、パブリックコメントを実施いたしまして、計画を策定していく予定でございます。

長くなりまして申しわけございません。以上でございます。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

○こども課長（河地直樹君） ただいまの計画の中で、こども課から追加で 1 点説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、63 ページのほうで実費徴収に係る補足給付事業の説明がございました。これは、無償化に伴い、副食費が実費徴収になりましたけれども、それに関して減免を行うものでございます。

こちらのほうは、国が実施しております、地域子ども・子育て支援事業として実施しているものをこの計画には掲示をさせていただいています。

こちらの副食費につきましては、6 月の教育福祉委員会のほうにおきまして、保育園に通う年収 360 万円から 470 万円未満の世帯で、18 歳未満のきょうだいがいる第 3 子の子供について、この子供さんについては 10 月以前から保育料は無償化になっておりますけれども、10 月からも保育料は無償化になるんですけれども、副食費については国の制度の免除から外れるということで、負担増になるということを御説明させていただきました。こちらのほう、県の補助金とかもあるというふうに出てきましたので、市としまして、こういう実費

負担がふえる保育園の保護者につきまして、この計画に載っている事業とは別というか、これと同じ仕組みの中で、360万円から470万円の第3子のお子さんで実費負担がふえる保護者の子供さんについては、県の補助金を活用して、負担増にならないように対応してまいりたいと考えております。

同様に、幼稚園の同様の世帯についても、減免の対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ただいま子育て支援課長、それからこども課長より御説明がありました。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） 27ページのところで、全ての子育て家庭の訪問を実施するで、これまでは第2子を訪問するというふうになっていたと思うんですけど、もう第1子から全てのところに訪問するというふうになっているというふうでいいですか。

○健康増進課長（古山友生君） 現在もなんですけれども、全ての新生児の方に訪問をさせていただきます。現在は、第1子の方については健康増進課のほうで保健師、あるいは保健推進委員といった方が訪問させていただきますし、第2子につきましてはこども課のほうのスマイルママ訪問ということで訪問をさせていただいておるといような状況でございます。

○委員（富田牧子君） もう一つ聞きたいんですけど、69ページのところに、令和2年度に私立保育園が1園、保育所型認定こども園に移行しますということで、どちらの園が移行されるのでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） 広見にあります、ひろみ保育園さんです。4月の予定で、まだ申請手続中ですので、あくまでも予定でございますけれども、そういうことを聞いております。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○委員（松尾和樹君） 41ページのところなんですけれども、ごめんなさい、基本的な質問で。まず確保という言葉の考え方なんですけど、これは量の見込み、例えば令和2年度だと1,488名の希望があると見込んでいて、例えば2,830名まで受け入れることができるということなんですけど、それは部屋の、施設の大きさ等々から算出されていますか。あるいは、今のお話ですと1歳、2歳の子供たちの受け入れが今後も増加していくことが見込まれるということなんですけれども、1歳、2歳児はたしか6名に対して1人の保育士さんが必要になってくるとか。3・4・5歳だとまた受け入れの人数がもっと多くなるというのがあったと思うんですけれども、そういったところも鑑みての確保という話になっておりますでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） 確保のほうは、保育園についてですけれども、先ほど言われましたように年齢によって保育士の配置が違いますけれども、それとあと面積ですね。1人当たり何平米というふうに決まっておりますので、そういうことで各園において利用定員というのが設定されています。それを集計したものがこの確保の内容というふうになっておりま

す。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） 済みません、私、どっと資料が来て、なかなか読めなかったのだけさ
読んだんですけど、第1期も見比べながら読んでいて、第2期のこの計画がとてもよく書け
ているなと思って。書けているだけではいかんのだけど、実際には。実施していただかな
きゃいけないんですけど、とてもよく分析もされて書かれておられるので、ちょっと何か感心
をした次第ですけど、これはコンサルティング会社に頼んだんじゃなくて、自分たちでつく
られましたか。

○子育て支援課長（水野伸治君） お褒めの言葉、ありがとうございます。手前どもでつくら
せていただいています。施策の展開ですとかは、子育て健康プラザ マーノ建設に当たりま
して、庁内で重点課題を全て洗い出したものを私どもで今回内部調整をさせていただいて、
上げさせていただいておりますので、こども健康部として持つておる重点課題を列記させ
ていただいたものでございます。ありがとうございます。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで、議事の都合により休憩といたします。それでは、10時40分まで休憩とさせてい
ただきます。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○委員長（田原理香君） それでは、皆さんお集まりですので、会議を再開したいと思います。

次に、報告事項2. 可児市成年後見制度利用促進基本計画の策定についてを議題といたし
ます。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（水野 修君） それでは、可児市成年後見制度利用促進基本計画の策定につ
いて御説明をいたします。

委員会資料の資料番号5. 可児市成年後見制度利用促進基本計画をごらんいただきたいと
思います。

まず、こちらの2ページをごらんいただきたいと思います。

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分であ
る方々が財産の管理、契約行為、遺産分割の協議など、自分で行うことが困難な場合があり
ます。このような方々の権利を保護し、支援するのが成年後見制度でございます。従来、禁
治産制度と呼ばれておりましたが、これにかわりまして平成12年にこの制度が施行されま
した。平成28年には、成年後見の利用の促進に関する法律が制定され、成年後見制度利用
促進基本計画という国の計画が閣議決定されております。

この計画の中で、市町村においては、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが盛り込まれておりまして、令和3年4月までにこの計画を策定することが目標とされております。これを受け、本計画を策定するというところでございます。

それでは、ここからは市の計画について御説明をいたします。

引き続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

こちらにもありますように、この計画につきましても、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、市の基本的な方向性や取り組みを示します。また、市の地域福祉計画やその他の福祉計画に関する計画との連携を図ってまいります。

6ページに移りまして、計画の期間でございますが、期間は令和元年度から令和5年度までといたしまして、令和6年度からは地域福祉計画に統合していく予定でございます。

それから、13ページからは可児市の成年後見制度に関する現状を示しております。

続きまして、計画の内容でございます。16ページをごらんください。

「誰もが住み慣れた場所で安気に暮らせるまち可児」を基本理念といたしまして、利用者がメリットを実感できる制度運用、権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり、制度の理解促進と適正な運用を基本方針としております。

特に、2番目の権利擁護支援の地域連携の仕組みづくりの中では、成年後見制度の利用を必要とする人がこの制度を利用できるよう、中核機関を速やかに設置いたします。

中核機関とは、21ページ中段をごらんいただきたいと思いますが、こちらにつきましても国が進めているものでございまして、地域の権利擁護体制を強化し、制度の利用促進を図ります司令塔機能、事務局機能、進行管理機能を持った組織になります。利用者からしてみますと制度を利用するための最初の段階を担う、そういったところになります。

本市の場合は、市直営の単独設置といたしまして、高齢福祉課内に置く予定でございます。ただし、専門的な組織を新たに設置するのではなく、現状の組織体制の中で行うよう当面の間は進めてまいります。

16ページに戻っていただきたいのですが、基本方針の3番目にもございますように、制度の理解促進と適正な運用を図るため、地域連携ネットワークをつくり、不正の未然防止や早期発見への対応を行っていきたく思っております。

行ったり来たりで申しわけございません、22ページ下段の図をごらんいただきたいと思っております。

中核機関が中心となって、受任候補の調整を行いまして、家庭裁判所に情報を提供しながら、後見人等の選任をしていただきます。後見人が決まりました後も後見人を孤立させないように医療機関や福祉関係者、民生委員などとチームを組んで支援をしてまいります。

再び前ページ、21ページ上段をお願いいたします。

続きましては、可児市地域連携ネットワークについて御説明いたします。

地域連携ネットワークは、協議会としての権利擁護ネットワーク会議、中核機関としての権利擁護支援調整会議、そして広域連携としての可茂圏域権利擁護支援推進協議会で構成さ

れております。

22 ページの上段の図に戻っていただきたいと思います。

権利擁護支援の方針や成年後見制度の利用につきまして、検討、専門的判断を中核機関で担うわけですが、その検討を行う権利擁護支援調整会議を月に1回行います。これは、担当者と専門職で組織されております。

権利擁護ネットワーク会議は年1回の会議でございます、関係団体の代表から成ります。メンバー構成につきましては、26 ページに記載してあります団体の方等を予定しております。ここでは権利擁護支援調整会議からの報告と同会議への助言・指導等を行ってまいります。

22 ページ上段の図に戻りますけれども、可茂圏域の市町村から構成されます可茂圏域権利擁護支援推進協議会を月に1回開催する予定でございます。この協議会の中で、可茂地域の他市町村との連携・協働、それから事例の情報共有をしながら、後見制度の利用促進を図ってまいります。

そのほかにも、成年後見等の担い手を確保するために市民後見人の育成及び親族後見人等への支援も行ってまいります。

計画の内容については以上でございます。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） 市民後見人ですけど、随分前から言われていて、結局全然進んでいない。私も質問したことがあるし、澤野議員も何かこのことで質問したのを覚えているんですけど、結局のところは全然進まなかったのに、この計画ができたからといって市民後見人が進みますか。どうですか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 国のほうも、各地域のこの制度が進んでいないという状況を鑑みまして、今回、この促進の法律を定めたということで、各市町村に対しては計画をつくって、まずは中核機関を設置しなさいと。中核機関を中心に置きまして、進めていきなさいということはかなり厳しくというところであれですけども、国のほうからもかなり言われております。

こちらの計画をつくった上で、我々も今まで各課、担当のほうで行ってまいりましたこういった事務のほうを1つにまとめまして、他の課と連携をしながら運用していきたいというふうに考えております。

今まで市民後見人等、なかなか進んでいかないところもございましたが、これの制度をどんどん進めていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 親族が不正をしたからといって、後見人から親族を外すみたいなこと、外すとは言いませんけど、それにかわる人にしなさいというのは、何かやっぱりおかしいと思うんですね。かかわる人が多くなればなるほど、その人が持っている個人の財産とかいろんなそういう大切な情報が広がっていくわけですよね。かかわりがふえるから、知らなくても

いい人まで知ってしまうので、大変私は、これは危険性をはらんでおるんじゃないかと。何も親族ばっかがそういうことをやるわけじゃない。前は民生委員さんがちょっとそういうことをやったこともあったし、いろいろもうお金にかかわるもんだから、あるんですよ。だから、もっと緩やかな、計画は計画でつくるとしても、現状に任せておけば、こんな話はいんじゃないかと思うんですけど、そんなことはないですか。

○高齡福祉課長（水野 修君） 基本的には親族申し立てという形、これはもう基本でございます。ただ、親族の中ではどうしようもできないとか、ひとりで暮らしてみえるとか、親族がどこかへ行ってみえるとか、なかなか親族を頼れない、そういったところに関してはほかの手だてを考えていく、そういうような形でやっていきたいと思っておりますので、全てが親族からはがすとか、そういうことではございませんので、まずは基本は親族からというふうに考えております。以上です。

○福祉部長（大澤勇雄君） 私のほうからは、お手元の資料の 34 ページをちょっと見ていただきたいと思うんですけど、34 ページの上の段のところに成年後見制度の利用促進基本計画の工程表、これは国が示したものでございます。要は制度の周知とか、2 番目には市町村計画の策定を平成 33 年度までにやれと。それと、あと 1 つ飛びまして、地域連携ネットワークづくり、市町村による中核機関の設置、それから地域連携ネットワークの整備に向けた取り組みの推進というような形で、これが国の工程表ということでございます。

私どもは、今の計画も含めて、中核機関も含めて、これは議員の言うような自然に任せておいたほうが良いというお話はあるんですけど、やっぱりこれに基づいて着々と進めていくというような形でやっております。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項 3、先ほど話にも出ましたが、帷子地域包括支援センターの移転についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○高齡福祉課長（水野 修君） それでは、帷子地域包括支援センターの移転について御説明をいたします。

お手元の委員会資料の資料番号 6 の帷子地域包括支援センターの移転についてをごらんいただきたいと思えます。

平成 29 年 4 月 1 日から、可児とうのう病院内に開設されておりました帷子地域包括支援センターにつきまして、多くの方の御尽力によりまして、帷子地区センター内に移転するよう準備しておるところでございます。

移転の日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。場所につきましては、帷子地区センターの会議室 1 として現在利用しているところで、主に自治連絡協議会の会議や連絡所の業務等に使用されている部屋でございます。一般利用者の利用はほとんどござい

ませんで、利用者への影響は余りないものと考えております。

これまで、この会議室1を利用していただいていた会議等は連絡所横の事務室を利用する予定でございます。また、この連絡所横の事務室を利用しておりました帷子地区社会福祉協議会も会議室1を壁で仕切った上でこちらに移す予定でございます。したがって、この会議室1には帷子地域包括支援センターと地区社会福祉協議会が入るといったこととなります。

今年度中には地域包括支援センターとして使えるよう、会議室1の改修を行います。内容につきましては、地域包括支援センターと地区社会福祉協議会を隔てる壁の設置、照明等の電気関係の改修、OAフロアの改修等でございます。改修費用は280万円で、今議会に補正予算計上しております。

また、10月29日には、帷子地区センター運営審議会において説明をさせていただいております。地区センターに帷子地域包括支援センターを移転することには、既に御了承いただいております。以上です。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（亀谷 光君） これの平面図を見させていただく中に、いつもここは応接間みたいなふうに使っておるんですけども、この網かけのところを使って、左側のところはこういった用途にされるのか。これは出入り口って、左側はあったかね。

○高齢福祉課長（水野 修君） 会議室1につきましては、今矢印がついておるところと、ちょうど倉庫を挟んだ側にも入り口がございます。矢印のほうから入れるほうを地域包括支援センター、もう一方のほうを地区社会福祉協議会の入り口という形にさせていただこうと思っております。以上です。

○委員（亀谷 光君） わかりました。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項4番目、介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（東城信吾君） 説明資料のナンバー7をごらんください。

可児市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年条例第6号）の一部を改正する条例でございます。これは、次議会に上程を予定しておりますので、あらかじめ報告をさせていただきます。

令和元年度に引き続きまして、消費税率引き上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減強化を行います。令和元年度につきましては、令和2年度以降の軽減幅の半分の水準で現在実施をいたしております。これは、今年度10月からの消費税の引き上げということで、半分の水準ということでございます。令和2年度から、予定の軽減幅まで完全実施するというものでございます。

概要といたしましては、中段でございますように、保険料率は今現在 17 段階になっておりまして、そのうち市町村民税非課税世帯の第 1 から第 3 段階につきまして軽減を行うものでございます。

表をごらんいただきまして、第 5 段階でございますが、第 5 段階が基準額となっております。年額は現在 6 万 6,000 円でございます。それに対しまして、上段のほうですが、第 1 段階、これは一番上に掛ける 0.5 とありますが、本則でいきますと第 1 段階は基準額の半分、2 分の 1 の 3 万 3,000 円という保険料なんですけれども、これを第 1 段階につきましては平成 27 年度から既に 0.45 というところで、0.05 分の軽減を実施してきておりました。それで、平成 30 年度に 3 年に 1 度の保険料率の改定がございましたので、それによって軽減したものが 2 万 9,700 円であったというものでございます。それを令和元年度、これは本年度でございますが、0.375 で 2 万 4,750 円という軽減をいたしております。これを令和 2 年度には基準額に対して 0.3、1 万 9,800 円というふうにいたしたいと思っております。

第 2 段階につきましては、本則が 0.65、4 万 2,900 円のところを本年度は 3 万 4,650 円、来年度は 0.4 というところで 2 万 6,400 円に軽減をいたします。

第 3 段階につきましては、基準額に対して本則で 0.70、4 万 6,200 円のところを令和 2 年度は 0.65 で 4 万 2,900 円ということにいたしたいと思っております。これらにつきまして条例改正を予定いたしております。

施行日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日。これは介護保険法施行令の施行の予定日でございます。

一番下段でございますが、この政令改正に伴っての条例改正を行いますけれども、昨年度もそうだったんですけれども、年度末で、昨年ですと 3 月 29 日に施行令の改正の公布がございまして、議会に間に合わなかったということがございまして、専決処分で行っております。

したがいまして、今のところでは次議会への上程を予定しておりますが、間に合わない場合は専決処分とさせていただきます。6 月議会で承認を求めたいと思っております。以上でございます。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 02 分

○委員長（田原理香君） それでは、会議を再開いたします。

次に、報告事項、可児市教育振興基本計画の策定についてを議題といたします。

この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） 資料 8-1. 可児市教育基本計画（第 2 期）の策定について
をごらんください。

今年度、策定委員会を設け、検討してきました素案がまとまりましたので報告をさせていただきます。

計画策定の趣旨及び目的ということですが、現在の可児市教育基本計画が今年度の 3 月末で終わります。改めまして、市が目指す教育の基本的方向性を明らかにするとともに、各事業を計画的に推進するために策定するものです。

社会の変化に一層対応できる資質・能力の育成を目指す基本目標を掲げる内容などの見直しを行い、可児市教育大綱を実現するため、学校教育に関する指針とするものです。

計画の位置づけとしまして、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画として位置づけするものです。

期間としまして、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間です。

計画の概要ですが、基本は今までの計画のコンセプトを引き継いだものになっています。主な違いとしまして、教育委員会が教育総務課、学校教育課、学校給食センターの 3 課に絞り込まれたことにより、義務教育を中心とした計画とし、関係部門とは連携していくということを盛り込んでいるというものです。

詳細については、後ほど冊子のほうで説明させていただきます。

あと、経緯と今後のスケジュールということですが、6 月と 10 月に市長と教育委員の出席によります総合教育会議で意見をいただいています。あと、6 月、9 月、10 月には、学識経験者、各種団体代表、公募委員で構成します基本計画策定委員会で意見を検討していただいたものになります。

そして、その後、庁内での協議を経まして、きょう議会へ報告させていただくというものになります。また、今後の予定ですが、1 月に 10 日から 30 日までにパブリックコメントを実施したいという予定です。また、そこで御意見等を調整しまして、3 月には計画を決定し、4 月には運用を開始していきたいと考えております。

資料の 8-2 をごらんいただきたいと思います。冊子のほうになります。

2 枚めくっていただきまして、1 ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは可児市の教育大綱ということで、令和元年 6 月 13 日、ちょうど 6 月の教育福祉委員会の日に報告をさせていただいて、そのときに、またそれ以降に公表させていただいたというものになります。この可児市教育大綱を学校教育として実現するための計画というものになります。

それでは、1 枚めくっていただきまして、2 ページをお願いいたします。

計画策定の趣旨です。

こちらには、今説明をさせていただきました教育大綱を実現するための学校教育に関する指針であるとか、あと関係する先ほど話をさせていただきましたさまざまな機関の部署、家

庭や地域と連携し、取り組んでいくということと、学校は本計画に基づきましてそれぞれの特色を生かした具体的な取り組みをこの施策以外にも進めていくというようなことが書いてあります。

そして、本市における教育の現状と課題というところですが、市民意識調査による現状と課題、あとは外国籍市民が多いですよというようなことが書いてあります。

3ページのほうです。

市の教育の根底にあるものというところですが、「子どもの命を守る」というものです。こちらは、今までの計画にはないものですが、学校教育を進めていく上では何よりやっぱり子供の命を守るということは大切ということで入れさせていただいているということになります。

目指す教育の姿、その下のところですが、こちらは、「笑顔の学校」ということです。こちらにも、今までの計画ではイメージ、通称ということでありましたが、下から5行目のところに書いてありますように、学校は本来楽しいところであると。学習等に一生懸命取り組んで、できて・わかって楽しい、仲間と一緒に活動することが楽しい、その喜びを感じたとき、子供たちは笑顔になり、また教師もその笑顔を見て喜びを感じるということで、このような「笑顔の学校」を本市の学校教育の目指す姿として位置づけたというものになります。

続いて、4ページをお願いいたします。

計画の体系ということですが、概念図ということで4ページの下に書いてありますが、今の可児市の教育大綱、今説明させていただいた中に可児市の教育振興基本計画、そして下に丸で5つありますが、子ども・子育て支援施策、文化・スポーツ振興施策など、関係部署と連携していきますよという概念図になります。

そして、右の5ページ、施策の体系図ということですが、これは進めていくための基本目標というものを3つ設けております。

まず、1つ目の基本目標ですが、「「生きる力」の基礎の育成」ということで、人生100年時代を生きていくための基礎を身につけるというところで、基本目標1ということですが。

そして、基本目標2ですが、「未来社会を切り拓くための資質・能力の育成」ということで、さらにこの基礎をステップアップしていくというもので、基本目標2ということですが。

基本目標3としまして、「学びを支援する環境の整備・充実」ということで、この上の目標など、施策を進めていくための整備・充実をしていくというものです。

大きく3つということで、これらを進行管理していくということで、下のところに全体の推進体制というふうに設けてあります。

続いて、6ページになります。

今の基本目標の1というのが6ページ、7ページというふうで、この施策ということで詳細に入っております。ただ、これも先ほど申し上げましたように、各学校で特色ある取り組みをさらに実施していただくということで、全てを入れているものではないですが、そういう考えでおります。

続いて、8 ページ、9 ページが基本目標 2 ということで、未来社会を切り拓くための資質・能力の育成ということで施策が入っております。

続いて、10 ページ、11 ページ、12 ページになりますが、こちらに基本目標 3 ということで、学びを支援する環境の整備・充実ということで施策を入れてあります。

そして、13 ページになりますが、先ほどの進行管理の部分になりますが、こちらが全体の推進体制ということで施策が入れてあります。

続いて、14 ページ、15 ページですが、この各施策の目標と参考指標ということで目標値が書いてあります。

16 ページ、17 ページが用語解説になっています。

続いて、18 ページ、19 ページが可児市教育大綱とこの可児市教育振興基本計画への反映状況ということで入れてあります。

あと、20 ページには、策定委員会の名簿をつけさせていただいています。

ポイントですが、以上になります。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） 3 ページの本市の教育の根底にあるものって、子供の命を守るって当たり前のこと、そういう消極的な話ではなくて、やっぱり教育でこういう子供を育てたいというもっと積極的な目標というか、文言がないと、子供の命を守る、目指す教育の姿は笑顔の学校っていうのは、私ははっきり言って余りにもちょっと消極的過ぎないか。例えば、よその課を言って申しわけないけど、「“可” 能性あふれる“児”（こ）どもがそだつまち可児」の実現に向けてと子ども・子育て支援計画ではあるんですよね。そうすると、さらにその子供たちの上であるこの教育の部分で、もっとそういうのがないか。せっかく教育大綱で5つも目標を立てているわけだから、やっぱり豊かな心とか、それからたくましい力とか、そういうことがやっぱり教育の根底にありますよと言ってほしいんですが、何でこういうふうになったんでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） おっしゃること、そうなんです。学校としては、本当にまなぶとか、心、学ぶ、そういうことが本当に一番大切ということは今の基本目標の1から入っているんですが、その中でもやはり根底という意味なんですけど、底流というか、学校というところとはまた別に、命を守るというのは大切というところで、この策定委員会でも意見が出てきまして、この命を守るというのが位置づけられたということです。

○委員（富田牧子君） それから、ちょっとこれはと思ったんですけど、基本目標の3で、施策の1は教職員の資質及び指導力の向上ということで、これは絶対必要なことなんですけど、2番目に教職員の働きやすい環境づくりと出てくるんですけど、それはもっと後でしょと私は思うわけね。確かに、今教職員の働き方はすごく問題で、教職員が疲弊していて、とてもいい教育はできないということはあるんですけど、一方で、そうではない、やっぱり子供中心で考えていただいて、一番最後に教職員の働きやすい環境づくりぐらいは入れていただく

というか、何か順序がおかしいんじゃないかなと、どこを中心に考えているのかと思いますけど。まず、子供。子供たちのために教職員はどうしなきゃいけないかということがあって、学校環境の整備もこうだよとか、一人一人に寄り添った支援の充実もとかあって、一番最後にそうやっているいろいろやるためには、やっぱり教職員が働きやすい環境づくりというのも必要ですねということで最後にしないと、私はこれが2番に出てくるということにちょっと疑問を感じております。

○教育総務課長（石原雅行君） 策定委員会でも、やっぱりそういう話がありまして、順番とかもありました。ただ、その中にやっぱりこの教職員というのが1に入っていて、1、2をやっぱりまとめたほうがというわかりやすさです。ということで、済みません、教職員というふうで1、2というふうで入っているのが実情です。

○委員（富田牧子君） それでも、1と2は全く別のものじゃないですか。1は、やっぱり学校の子供たちのために何が大事かといって、教職員はもっとやっぱり研修を積んでもらって、しっかり指導してもらうということは大事なんだけど。2は、教職員自身の話だもんだから、あくまでもやっぱり子供たちの学びを支援するという、そこなので、この順番は変えるべきだと思います。

○教育委員会事務局長（瀨瀬新吾君） 委員の御指摘はもっともだと受けとめる部分もありますが、やはり子供に向き合う、それから子供の学びを支えるという面において、働く環境というのは重要であるという、それは否めないと思うんです。そういう意味において、もちろん、この1、2、3、4、5という順序が施策の優先度をあらわしているものではないということで、先ほど教育総務課長が申しましたように、1と2をセットでやらせていただく。あくまでも、やはり子供に向き合う、学びを支えるということの環境の一つとしての位置づけということで御理解をいただければと思います。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

今回、ばら教室KANIの現状についての御説明をしたいということでいただいておりますので、学校教育課長、お願いいたします。

○学校教育課長（奥村恒也君） それでは、済みません、よろしく願いいたします。

先日の予算決算委員会のほうで、ばら教室の運用につきまして御質問をいただき、それについてお答えをさせていただいたところではございますけれども、今回、内容としましては大きく変わるものではございませんけれども、本委員会のほうで正式にきちっと御報告を申し上げたいということで、内容のほうに入れていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

別紙プリント資料のほうを用意させていただきましたけれども、大きくばら教室KANIの概要、それからこれまでの経緯、そして今後ということで説明をさせていただきたいということを思っております。

まず、ばら教室KANIの概要でございますけれども、平成17年に開設をして以来、これまで多くの子供たちが入級し、そして学校のほうへ卒級をして学んでいております。このばら教室KANIにおきましては、おおむね3カ月をめぐり、日本に来たばかりで日本語が十分にわからない子供たちに対して、学校生活のベースになるもの、それから日本語の指導の導入部分、それから教科指導、特に算数、数学及び日本語の指導を中心にしながら、指導を進めているところでございます。

この中で、やはり重点的に指導しておりますのは、学校生活への適応の部分でございます。この部分を中心にしながら、日課としましては朝の9時から昼過ぎの3時過ぎまでというような日課でこれまで指導をしてきているところでございます。

今年度10月までの経緯につきましては、現在ばら教室の定員は35名になっておりますが、このところ下の参考資料2にございますように、4月から10月にわたりまして、10名を超える、多いときに9月では25名という待機児童が生じてきております。この待機児童につきましては、10月まではフレビアのゆめ教室のほうで対応をしておっていただいておりますけれども、常時これだけの人数ということでございますので、ゆめ教室のほうも許容量を超えて、これまでのもともとの業務に支障が生じてきてしまうというような状況でもございました。

そうした状況を暫定的に対応するために、11月以降になりますけれども、これまで午後に行っていました活動、これは総合の時間といたしまして、子供たちが日本語と教科以外で学校生活に必要な内容、例えばリコーダーの練習ですとか、そうしたものを適宜必要に応じて学ぶ時間でもございましたけれども、こうした時間を朝の会、帰りの会の時間へ持って行って、そしてこれまで通常で学んでいた子供たちの授業を午前中に行い、午後につきましては待機児童を対象にした教室を開くという2部制に変更をいたしました。

これによって、待機児童はなくなりましたけれども、やはり午前、あるいは午後のみということで、ばら教室の間で受けられる総時間数がこれまでより短くなってしまっておりますので、あくまでも一時的な措置ということで対応を図っているところでございます。

よって、今後でございますけれども、入管法の改正等々で今後も入国者数の増加、そしてそれに伴って子供たちの増加が見込まれます。参考資料1を見ていただきますと、これまでに窓口で就学願を受理した子供の数が、この11月の数字でございますと表の一番右下の119名となっております。この数字につきましては、上に平成28年から平成30年までの年間の合計が出ておりますけれども、11月までの合計で見ますと平成28年は11月までで74名、平成29年が76人、平成30年は77人、そして本年度が119人と、ほぼ1.5倍を超える状況で子供たちの数がふえてきているというような現状でございます。

こうした子供たちの数の増加に伴って、現在、今後の待機児童を抜本的に解消するための定員を増加する対策を検討しているところでございます。増加に対応するための教室の確保、そしてそれに伴う条件整備、そしてカリキュラムの再編成等、着手しているところでございます。また、それに伴う予算要求をしているところでございます。

詳細につきましては、3月議会におきますこの教育福祉委員会で、さらに具体的なところは報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

質疑はございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） 済みません、ばら教室の指導員の方の時給ですね。お幾らぐらいですか。

○学校教育課長（奥村恒也君） 約20万円ちょっとぐらいの計算になっております。

○委員（富田牧子君） 済みません、それは月ということですよ。だから、正職員なんですね。

○学校教育課長（奥村恒也君） 市の正職員ではありませんけれども、会計年度職員ということで、来年度から配置になります。

○委員（富田牧子君） 臨時の人は見えますか。

○学校教育課長（奥村恒也君） 非常勤というような形だということでしょうか。その方は、現在は2部制ということで、1名のみ、臨時的に11月からお願いをしているところでございます。

○委員（富田牧子君） というのは、そういう人って今からとり合いだと思うんですね、指導員がね。これは、子供たちがこんなにたくさんふえてきているのに、指導する人がないというのが多分現状だと思うんですけど、そうするとやっぱりもちろんキッズクラブよりもお金はよくなきゃいけないと思うし、それなりに。だから、それなりのきちっとした、非常勤であっても、お金をつけて確保しないと確保できないんじゃないかなと私は思うんですね。

いつも日本語指導者の何とかとか、フレビアの載っていますけど、多分なかなか、そう何時間か研修を受けないとできませんので、手っ取り早いのは、やっぱり先生でいらっしゃる方をお願いするのかなんですけど、今はもう皆さん再任用でいろいろ行っているし、本当はないと思うので、この対策をしっかりと考えていただかないと、子供はふえたけど、場所ではできたけど、指導する人がいないということになっては全くだめなので、その点、もっと力を入れてください。

○学校教育課長（奥村恒也君） ありがとうございます。その点につきましては、やはりばら教室の指導員の方につきましては、今通訳で各学校に入っておっていただいている方とはやはり違う、指導者としてのスキルを身につけていただかなければなりませんので、研修の期間も十分に持ちながら行っていくことと同時に、公募をさせていただきながら、いろいろなところから情報を得て、指導に当たっていただく方を求めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑は。

○委員（亀谷 光君） 参考資料の2のほうで、一番下段ですけれども、待機児童が7月、9月にかなりたくさんの方が待機になるんですけれども、これの現象というのは、この月に集中しているというのは何が原因なんですか。

- 学校教育課長（奥村恒也君） 7月、8月といいますのは、やはり毎年多くなるところでございます。参考資料1ともリンクしますけれども、やはり夏休み前といいますか、夏休みを挟んで、ちょうどブラジル、フィリピンでしたか、済みません、ちょっと不確かですけども、ちょうど学期の区切り、年度の区切りがそこに当たるところでございまして、それを区切りにこちらへという状況が多いというふうに考えております。
- 委員（松尾和樹君） 先ほどの富田委員の質問にも関係するんですけども、ばら教室の指導員の離職率はどのようになっておりますでしょうか。
- 学校教育課長（奥村恒也君） 現在の方につきましては、もう長年継続して従事をしていただいております。ですので、離職というよりも、やはり指導員の方も責任感というか、プライドを持って指導に当たっておっていただいております。
- 委員長（田原理香君） ほか、質疑はございませんでしょうか。
- 副委員長（川合敏己君） 今も県からの加配で1人、来てくださっていると思うんですが、県からの支援というのはどのような状況になりそうですか。
- 学校教育課長（奥村恒也君） 現在1名、県費で入っておっていただいている教員の方なんですけれども、この方は県の事業として、加配の位置づけで入っておっていただいております。今、まだ確定ではございませんけれども、来年度も県の事業が継続となっておりますので、加配については配置をしていただけるということですが、今後の事業の継続につきましては来年度、再来年度以降はまだ確定をしておりますので、加配についてもその状況に応じて変わってくる可能性はあります。
- 副委員長（川合敏己君） これは、国が本当に本腰を入れてやってもらい始めたばかりでございまして、可児市が本当に独自でやっつけやっつけ、県もそれに協力をしていただいているところは本当にありがたいなと思っているんですけども、今、富田委員からの質問にもありましたように、やっぱり人材確保ということであるならば、県からの支援というのも、今も手厚くやっつけいただいているとは思いますが、さらに手厚くしていただけるような形で、ちょっと1人加配をふやしていただくとかというようなことができればありがたいなというふうにはちょっと思っておりますけれども、そちらのほうの状況をちょっと伺いたかったです。
- 学校教育課長（奥村恒也君） ありがとうございます。
- 本市の状況につきましては、事あるごとに県に教育委員会のほうへも情報とそれから要望を出しております。県のほうも、やはり外国籍児童・生徒への教育の充実ということについては力を入れてきておってもらえているところでございますので、それに応じて、学校への加配、それからばら教室への加配等についても、今後要求をまた重ねていきたいと思っております。ありがとうございます。
- 委員（中野喜一君） 先ほど指導員の給料が約20万円ということだったんですけども、これというのは手取りではないんですよね。
- 学校教育課長（奥村恒也君） 報酬としては20万3,400円というふうでなっております。

○委員（中野喜一君） その金額ですと、やはり一定のスキルが必要ということなので、やはり集まらないと。今いる方が継続してやっていって、新規の方が入ってこないということになると空洞化が生じますので、これまで蓄積してきた状況というのを継続できない、しがたい状況になると思うんですけども、やはり賃金の見直しが最重要課題だと思うんですけども、早急に検討していただきたいと思います。これは組織としての継続性の問題にもかかわってきますので、非常に重要だと思います。

○教育委員会事務局長（瀨瀬新吾君） 私どもも、やはり人材の確保というのは非常に重要だと思っております。今、委員御指摘の点につきましても、既に今年度も財政当局、人事当局と処遇の改善について話し合いをしてきているところです。今後も引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○委員（中野喜一君） これで最後にしますが、努力の見通しというのはどんな状況なんですかね。

○教育委員会事務局長（瀨瀬新吾君） 令和2年度につきましては、来年度、報酬に変わりますけれども、額としては今年度と同等ということになっております。これは、協議を重ねた結果、そのような見通しとなっております。まだ、予算としては固まっておりませんが、現状としてはそのような状況です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。ほか、質疑はございませんでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 済みません、最後に。本当に危うい状況で、本当に綱渡りのような運営をされていらっしゃる。社会的要因がなければ、リーマン・ショックのようなことがなければ、減ることは多分ないだろうというような感覚を持っているんですけども、大丈夫でしょうか。これは今、一時的な措置で2部制をとっていらっしゃるんですけど、これを続けていくというわけでもないですよ。抜本的にどういうふうに、スペース的な部分も含めて、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

散在化がされていますので、例えばここの土田地域もそうですけれども、あと例えば広見、中恵土あたりに1つつくるとか、そういうようなことは。それには指導者の問題もあるんですけども、そういったことも今考えていらっしゃるのかどうかということをお聞かせください、将来的な展望を。

○学校教育課長（奥村恒也君） 今、御指摘いただきましたように、現在の場所だけでのキャパシティーではなかなか難しいという現状がございます。また、今後もそういった状況が続くであろうということで、2部制はあくまでも一時的な対応ということで、今後さらに教室の増室といいますか、別の場所での開室も含めて検討を進めているところです。

○副委員長（川合敏己君） 可児市独自のばら教室KANIが、やっぱり充実した施設であれば、子供たちがその後、例えば国際教室に入ったときにでも、その国際教室にしわ寄せが行きづらくしていただかないと、それは以前、蘇南中学校の校長先生をやっていらっしゃったんでよくよく御存じだとは思いますが、その点をぜひそういった経験も踏まえた上で、真剣に取り組んでくださっていると思いますけれども、さらによろしくお願ひしたいと

思います。

○学校教育課長（奥村恒也君） ありがとうございます。本当にばら教室と各小・中学校との連携というものにつきましては、大変重要な部分でもございます。そのスムーズな連携が図られるように、今御指摘いただきましたことにつきましても含めながら、十分検討を重ねていきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

以降の議事は委員のみで協議させていただきますので、執行部の方は御退席ください。ありがとうございます。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 36 分

○委員長（田原理香君） それでは、会議を再開したいと思います。

協議事項の 1. 行政視察の振り返りを議題といたします。

それでは、教育福祉委員会の行政視察報告、資料 10 をごらんください。

11 月 14 日から 15 日と皆さんで兵庫県神戸市、ひとり親家庭を支援する取り組みについて、そして岡山県総社市、障がい者千五百人雇用事業について視察してまいりました。

皆様から視察された感想につきまして、御意見についてはここで報告してあるとおりでございます。こちらについて、修正等あれば意見をお聞きして、そしてそれをこの報告書でホームページに公開したいと思います。

今ここで、またじっくりと見ているということは、もう皆さんごらんになっているでしょうし、またもしほかにあれば議会事務局のほうに言っていただくということで、ただこのことだけはぜひ入れておいてくださいとかということがあれば、今ここで御発言いただきたいとします。

〔挙手する者なし〕

それでは、もう一度ごらんいただいて、このことだけはということにおきましては議会事務局の山口さんのほうにメール等でお伝えいただくということでよろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それで、この報告書をホームページで公開とさせていただきますので、皆さん、御了解よろしくお願いいたします。

それでは、次に議会報告会での意見についてを議題といたします。

先日、11 月 18 日に岐阜医療科学大学で開催した議会報告会で、参加者から出された意見の中から、教育福祉委員会で取り組むべき課題や調査検討していく課題など、ここで御意見をお聞きしたいと思います。

資料番号 11-1 をごらんください。

この中で、ぜひこの教育福祉委員会で今後取り上げていきたい、調査・研究をしていきたいということがございましたら、ここでお出しただければと思います。

特にございませんでしょうか。当日、なかなか可児では働くところがないという御意見も出ていたようですが、何かこの委員会として取り上げるということはございますかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、皆さん、今この時点ではございませんので、先日の議会報告会から教育福祉委員会で取り上げるということはないということで、よろしかったですね。わかりました。また、おいおいこういう教育福祉委員会の中でもこれが問題だということが出てくるかと思えますので、その都度、委員会の中でまた御発言、御提案のほう、お願いいたします。

それでは、続きまして、次回の議会報告会についてを議題といたします。

資料番号の 11-2 をごらんください。

先日、広聴部会で今後の議会報告会について議題として話し合いがなされました。今度の春、どのように報告会をいたしまししょうかという内容でした。そのときに部会で出されたものとしては、まず常任委員会の中でテーマを設定して、その常任委員会の中でそれぞれ関係者の方々をお呼びしながら常任委員会を中心にして議会報告会をしていくというものと、それからこれまでどおり、地域地域におきまして全員で議会報告会を開いていくということの御意見もありましたが、今ここで出されているとおりでございます。

きょう、ここで皆様から、春にどのような議会報告会を開きましようかということで、今お聞きするところでございます。先日の広聴部会におきまして、何かこういう意見が出ましたよということをここでもしほかに広聴部会の方でいらっしゃった方、ありましたら、おっしゃってください。

松尾委員、どうでしたかね。

○委員（松尾和樹君） 前回、広聴部会の中で出た意見としては、ただいま委員長がおっしゃられたとおりで、各常任委員会ということだったと思うんですけども、それを踏まえて私が思いますに、教育福祉委員会では、前回の開催場所である岐阜医療科学大学での開催というところで、1点、今までの議会報告会は参加する人がある程度固まってきてしまっていて、その部分を改善していかななくてはいけないのではという意見があったと思うんですけども、その点で、岐阜医療科学大学で開催するということは新たな若い人たちが参加をしたという実績がありますので、あそこでの開催というのを一つ有力な場所としてはどうかということを御意見として言わせていただきます。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

これまで、議会報告会はそれぞれ地域地域のところで、地域の方々を中心にお声がけをしてということをやっておりました。それで前回、初めて岐阜医療科学大学で議会報告会を開き、そして地域の方はもちろんですけど、御存じのようにそれぞれ常任委員会ごとに2つグループが分かれて、それで6グループが設けられて、特に私ども教育福祉委員会の中では

そういった福祉のことにあわせて、皆様から御意見をお聞きするというような場を議会報告会で設けました。

そうしましたところ、先日の広聴会におかれましては、じゃあ今回のように常任委員会それぞれのもとでテーマを設けてやったらどうかという御意見が出ていまして、今、松尾委員から教育福祉委員会におきましては、先日の岐阜医療科学大学での議会報告会というものが非常によかったので、それぞれのテーマを設ける、またはそれぞれの関係の方々、テーマに応じた関係の方々を呼んだところで、常任委員会として、教育福祉委員会として議会報告会を開くというお話だったかと思いますが、ほか皆さん、いかがでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 例えば地域課題懇談会なんかはテーマを設定して、高校生があれは入ってくるんですね。それで若い世代の意見を聞く機会の場ということなんですけれども、この議会報告会でも、例えば今の思いつきでいけば、教育委員さんと一緒になって課題を吸収していくというようなやり方というようなやり方というものも、議会だけじゃなくてね。そういうやり方もありかなというのは、ちょっと思いつきで恐縮ですが。例えば民生児童委員さんと一緒にやっていくとかいうこともありかなあと思います。

○委員長（田原理香君） それぞれテーマに応じたところで、関係の諸団体の方、関係者の方々にお声がけをして、テーマについて話し合うということですね。

○副委員長（川合敏己君） そうですね。いわゆる各種団体、所管する各種団体とのかかわり。

○委員長（田原理香君） かかわって、テーマをみんなで話し合いをしていくという。ちょっとこれまでとは、地域の方というより、あるテーマを設けたら、その関係の方々と一緒に話合いを進めていく。そして、教育福祉委員会の中から、こういったことを提案していくとか出していくということにもつながることだろうというふうに考えます。

○副委員長（川合敏己君） 今、そういう話をしながら、ちょっと思ったんですが、ただそれは多分ここの常任委員会だけでやるというのは、余りよくないような気がするんですね。それは負担も大きくなるし、やっぱりそれは議会全体として取り組むべきかなあとと思います。要するに、今までの議会報告会は全体でやっていたよね。じゃあ、それを教育福祉委員会のメンバーだけでやるとか、そういうようなことは余り考えてはいけないと思います。

○委員長（田原理香君） ということは、今度、春の議会報告会ということに引き寄せて考えると、それは全員でももちろんやる。前回のようなか中で、全員の議員がいて、その中で1つのこのテーマについて話し合ったときに、例えば民生委員の方が見える。そうすると、他の建設市民や総務企画委員会の方々は別テーマか、一緒か。ちょっとその辺。

○副委員長（川合敏己君） ちょっとごめんなさい、そこまで細かくは思いつかないんですけども、そういうやり方もあると思いますけれども、いわゆる今回、岐阜医療科学大学でやったようなやり方かなあと思いますけど。ただ、そういうやり方もありだと思いますし、全員が民生児童委員の皆さんとディスカッションするというのもありかなとは思いますが。要するに、教育福祉委員会のメンバー以外も同じ内容で。

○委員長（田原理香君） 要は、教育福祉委員会だけがじゃなくて、全員で共有をするという

ことが大事だということですね。

○副委員長（川合敏己君） そうですね。

○委員（富田牧子君） 私は、もう従来型でいいと思います。というのは、岐阜医療科学大学をお借りしなきゃいけないというのは大変なことで、よっぽどすごくいろいろやっていただいて、ああいう場が設定できたんであって、場所が狭い、それからね。余り広くありません。あれも、生徒さんは何かわかりませんが、あと自治連の方が来てくださって初めて成り立ったわけですよ。議員と学生だけではとても話にならないし、久々利の自治連の会長さんも来ていただいて、あと帷子は余り多くなかったですけど自治連の方が来ていただいたので、ある程度の話ができたんだけど、そう難しいことを考えないで、従来どおりいろいろお話しして、聞くというのでいいんじゃないかなと私は思うんですけど。

なかなか新しい人は来てもらえません、本当に。いつも見た顔の人しか来てもらえない。いつも顔を見た人も年をとって、いつの間にか来なくなったとか、そういうこともあるんだけどさ。

なかなか、頭ではこういうふうがいいなあって思っても、現実問題として、じゃあそれできるのというところがあるので。この春は今までどおりで、どこか3カ所ぐらいでやったらどうでしょうかと。私の意見です、ごめんなさい。

○副委員長（川合敏己君） 富田委員の意見を聞いて、整理できました。

年2回ほど、議会報告会がございますもんですから、そういった中で従来型は春かもしくは秋にやるという。もう一つは、私のさっき言った例えば各種団体との混合でのテーマを決めた議会報告会というのはあってもいいのかなということで。従来型とそういう各種団体とのを1つずつみたいないイメージで意見を申し述べさせていただきます。

○委員（中野喜一君） 開催が平日の昼間ということで、昔、私は議員と語ろうというのも1回出たんですけども、それも平日の昼間。ということは、サラリーマンの人とか、参加しようにもまずできないということで。過去に、例えば土曜日の昼間とか金曜日の夜とか、やったことというのはあったんですかね。

○副委員長（川合敏己君） ずうっとそうだったんです。で、平日の昼間に。

○委員（中野喜一君） わかりました。済みませんでした。

○委員長（田原理香君） 一応、皆さんお一人ずつお聞きしていきたいと思いますので、亀谷委員、お願いします。

○委員（亀谷 光君） ここに資料で出していただいたことが、前回、広聴部会で定められたことが書いてあると思うんですが、その後、私の意見としてですかね。やっぱり、今、可児市が大きく課題として考えていることを議会と市民と、そういうカテゴリーを中心に議論する場所を設けるという、それが問題という意味じゃないんだけど、そういったものを課題にすると集まりやすいと。私も県外のこういうところに行っているんですけどね。最初はなかなか機が熟さないんだけど、最近、どうしても五、六年たつと市に対して、町に対しての大きなものを議論しようというところでやっているところが多いんです。

可児市も、それを探し出せば幾らでもあると思うんですけど、そんなことを課題にするといいのかなあと思うんです。

この地域割りでやるのも大事、顔を見るのも大事、議論するのも大事だけれども、問題はそのテーマと結論をどう見出すかというのが議員の仕事だもんですからね。可児市が今、今後、施政方針の関係も、そういったもののキーワードを見つけ出して、それを討論の中心にして、広聴部会で仕切るといのはどうかなあ、そんなことを思いました。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

今、亀谷委員からは、テーマということで、可児市がこのテーマだったらみんなが集まるだろう可児市が抱えている課題について議論しよう、協議しようということだったんですが、というと別に常任委員会ということにこだわるわけではなくてということですね。

○委員（野呂和久君） 前回、全体ではやりましたが、各常任委員会ごとでテーマを決めてやられたので、あれはそれでおもしろいやり方だと思いますので、それも検討の中に入れていただきながら。これというあれはないんですけど、今回の陳情でも保育の関係のこともありましたし、本当に可能であれば、そういう方の御意見なんかも聞ける機会があればいいかなあとは思っております。

○委員（松尾和樹君） テーマについてということなんですけど、前期の教育福祉委員会からの申し送りで、今回のこの委員会もこのテーマでやりましょうというのは、もう決まっていると思いますので、それをテーマに上げてはどうかなあと思います。

というのは、前回やったこの議会報告会の実施報告書から読み取って、何を今後テーマにするかといったときに、なかなかそれが見つからなかったということは、この取り組み自体がちょっとまだぼんやりし過ぎていたかと思いますので、もう少しそのテーマは的を絞ってとなると、今教育福祉委員会で取り上げていくテーマというのが事前に決まっておりますので、そこを取り上げてはどうかなあというのが1点です。

それから、前回の議会報告会の中でよかったところということで、先ほど開催場所で新しい人、若い世代が集まるのがいいということをお話しさせてもらったんですけども、それとあわせて、我々のテーブルには可児市の生活支援コーディネーターの方が来てくださっておりまして、専門的な質問が一般市民の方から出たときに、その場で即答していただけるといふメリットがあったなというのを感じているというのも1点、補足させていただきます。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

皆様の意見から、もちろん先日、岐阜医療科学大学で専門家の方もいらっしゃったところで、1つのテーマについて有意義な話し合いがなされました。先ほど、川合副委員長からありましたように、1つテーマを設けて、各種団体の方、もしくはさっき亀谷委員がおっしゃいましたように、こういったテーマについて話し合うというテーマをまず決めたところの中で、その関係者団体の方々にお声がけをして、常任委員会をそれだと中心になるのかちょっとわかりませんが、常任委員会のやり方。それから、先ほど富田委員からも出ましたよう

に、これまでどおりのやり方、それぞれ地域地域のところにお邪魔して、そしてどういったことが問題なのかということをお膝をつき合わせてしっかりと話を聞いていきたいと思いますという従来どおりのやり方というのが2つありました。それをこれから、先日の広聴部会の中では、春、秋と年に2回やるということは決まりましたもんね。ということであれば、今後、春と秋を私ども教育福祉委員会としては、1つを全体で、そして1つを常任委員会を中心としたテーマで設定し対応するというのでやるということになるかと思いますが、そういったことでよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それで、春をどうするかと。今回は、春をどうするかということにおきまして、今度広聴部会のほうへ教育福祉委員会として提案をすることになっておりますので、ちょっとそちらだけは、春、秋におきまして、そちらの順番といいますか、そちらにおいてもう一回、ここで確認をさせていただきたいと思います。

○副委員長（川合敏己君） どちらでもよくて、今回はトライアルの1年だと私は思っています。部会が設立して、それぞれで試行錯誤しながらやっている中で、例えば新たなトライをするのであれば、僕はそれでもいいし、ちょっと時間的に難しいぞと、準備も難しいということであれば、とりあえずは、今回は普通の議会報告会。いわゆる予算が決まり、予算に対しての報告が出てきますので、僕はそれでもいいのかなあというふうには思います。だから、どちらでもいい。

○委員長（田原理香君） わかりました。

今、川合副委員長のほうから、ほかの状況もございましてどちらでもということですが、ほかの建設市民、総務企画もこのことについては話し合いもなされておられると思いますので、そういったこともちょっと調整をしつつ。

じゃあ、この春、秋という、特に今度、春ということにおきましては、ほかの委員会も聞きつつ、参考にしつつ、あとそれから予算を出すことをどうやってやっていくかも参考にしつつ、一応委員長、副委員長でらせていただいて、ここの教育福祉委員会としての出し方ということはお任せいただくということでよろしかったでしょうか。

[挙手する者なし]

では、そういうことで副委員長、よろしいですね。

それでは、次へ行きたいと思います。

こちらのスケジュールのほうをごらんください。教育福祉委員会のスケジュール、これは前回、皆さんにお示ししましたものでございます。1月が議会の研修があり、そして2月に高校生議会があるということは皆さん御存じだと思います。

そこで、先日民生委員さんとの懇談会をやるということは決まっておりますし、民生委員さんからもぜひやってほしいよということでした。第1水曜日ということになりますと、4月は4月1日になるんだそうです。ちょっとそれでは、執行部の方、新しくなられた方に対応が難しゅうございますので、であれば、5月上旬の第1水曜日になるかと思いますが

が、前回からの話ですとここになります。民生委員さんとの懇談会、上旬ということは皆さんよろしかったでしょうか、こちらについて。

ただ、いつもなかなか民生委員さんの話をだあっと聞いて、ほとんどそれで終わることになって、非常に懇談会というより御意見、お考えをお聞きするということになりますので、ちょっとこの懇談会の内容におきましては、途中でまた皆さんとお話しして、内容についてはちょっと決めていきたいと思えます。今までどおりでは、ちょっともったいないなということで、また皆さんどういうふうな場を設けたらいいのかをお考えいただきたいと思えます。

それから、こちらは行政視察ということで書いてあります。これまで保育園だったり、それから先日も福祉のことで視察のほうは行きましたけれど、もうちょっと近くのところで行くことができないかな、春に行くこと、4月、5月に行けやしないかなということを考えておりますが、大体春に、5月ぐらいに行きたいと考えております。ちょっと高齢者施設で、今1つ考えておりますのは長久手市にごさいますて、また皆様に御案内したり説明したりしようと思っておりますけれど、ちょっと行きたいと思っておりますが、またほかもこのあたりで、ぜひ市内でも行ったらどうだということがございましたら、皆様のほうから御提案いただきたいと思えます。

とりあえず4月から5月、ちょっと日にちは先方さんもございますので、私が提案していたものですが、とても参考になるなという高齢者の施設が長久手市にごさいますて、ぜひ皆さんと一緒にと思っておりますが、また近いうちに皆様のほうにちょっと御提案させていただきますので、何となくこの春に視察に行くということで覚えておいていただきたいと思えますが、皆さん4月か5月ぐらいでよろしかったですよ。

〔「はい」の声あり〕

わかりました。

それから、議員研修については、先日、富田委員と服部万里子さんの地域包括ケアシステムの講演会を聞いてまいりましたが、議員研修として、この教育福祉委員会から御提案をして、福祉のことにかかわるところで議員研修をまた考えておりますので、よろしくお願ひします。

こういったスケジュールにおきまして、何か御質問とかございますでしょうか。

〔「ございません」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、委員会の活動計画まで、議題としてここで話し合いをすることができました。

以上で本日の案件は全て終わりました。

そのほか、何かございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後0時03分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 12 月 12 日

可児市教育福祉委員会委員長